

令和6年9月犬山市議会定例議会会議録

第2号 9月6日（金曜日）

◎議事日程 第2号 令和6年9月6日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ビアンキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦 君	議事課長	大 鹿 真 君
主 査 補	高 橋 万祐子 君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市 長	原 欣 伸 君	副 市 長	永 井 恵 三 君
教 育 長	滝 誠 君	経 営 部 長	井 出 修 平 君
市民部長兼防災監	武 内 雅 洋 君	健康福祉部長	高 木 衛 君
子ども・子育て監	小 幡 千 尋 君	都市整備部長	森 川 圭 二 君
都市整備部次長	丸 井 良 修 君	経済環境部長	新 原 達 也 君
教 育 部 長	中 村 達 司 君	消 防 長	大 澤 満 君
企画広報課長	古 田 隆 行 君	総 務 課 長	舟 橋 正 人 君
多様性社会推進課長	小笠原 健 一 君	防災交通課長	伊 藤 修 君
高齢者支援課長	前 田 敦 君	保険年金課長	舟 橋 きよみ 君
健康推進課長	水 野 嘉 彦 君	子育て支援課長	青 山 貴 一 君

子育て支援課主幹	中 村 美 和 君	都市計画課長	高 木 誠 太 君
都市計画課主幹	一 柳 佳 誉 君	整備課長	高 橋 秀 成 君
土木管理課長	吉 田 昌 義 君	環境課長	高 橋 正 直 君
産業課長	山 崎 直 人 君	学校教育課長	西 村 岳 之 君
学校教育課主幹	鈴 木 早 智 君	歴史まちづくり課長	加 藤 憲 夫 君
予防課長	中 村 肇 君		

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

議員各位に申し上げます。5番、小川隆広議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

5番 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） おはようございます。5番、日本共産党犬山市議団、小川隆広です。

通告いたしました4件の質問を順次させていただきたいと思います。今回トップバッターということで、大変緊張いたしておりますが、よろしくお願いしたいと思います。

ではまず、件名1、マイナ保険証資格確認書の周知についてであります。

この質問をしようと思いましたが、まず、今年の12月2日より、いよいよこれまでの紙の健康保険証が発行できなくなるということで、好むと好まざるとにかかわらず、進んでいきます。

そして、マイナ保険証の利用率もさながら、理解度のほうが高くないなということで感じておりまして、行きつけの喫茶店で12月2日以降の保険証の取扱いで、個別に相談されたことが何件かありました。

そうしますと、中には、2万ポイントはもらったけれど、マイナ保険証にひもづけした覚えはないというようなことで豪語される方や、息子が何かひもづけをしたようだが、保険証の手続はやっていないと思うというようなことでご相談をされる方があり、認知度はあるものの理解度については大きくばらつきがあるというふうに感じております。

犬山市としては、国民健康保険税の納付書、これを通知する際に、今回資料として提出させていただきましたが、そういったお知らせを同封したり、最後となるこの夏の紙の健康保険証、これを送付する際にも、お知らせを同封していただきました。

せっかくマイナ保険証と資格確認書、これら両方が取扱いが掲載されていた通知文ですが、恐らく目にされた方は少ないのかなというふうに思っております。

12月に向けては、資格確認書の取扱いも含めて、分かりやすい周知をさらに行っていく必

要があると考えますが、どのようなお考えがあるのかお伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

議員のご説明のとおり、健康保険証はマイナンバーカードを基本とする仕組みであるマイナ保険証に移行し、令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。

一方、12月2日時点で有効な保険証は、その有効期限まで使用できるという経過措置が設けられており、本市では、現在、国民健康保険、後期高齢者医療ともに、令和7年7月31日まで有効な保険証を発行しています。

マイナンバーカードを持たない方や、マイナンバーカードを持っても保険証利用登録をしていない方については、12月2日以降、加入する健康保険や保険証の記載内容に変更があったりした場合は、その時点で現行の保険証に代わるものとして資格確認書を発行します。

また、マイナンバーカードを持たない方や、マイナンバーカードを持っても、保険証の利用登録をしていない方で、有効期限後も保険証の内容に変更がなく、マイナ保険証に移行されない方については、有効期限の7月31日より前に、申請いただくことなく資格確認書を交付します。

このようなことについて、国民健康保険加入者には、納税通知書発送時と保険証発送時に、後期高齢者医療加入者には保険証発送時に、チラシを同封し、お知らせしてきました。

さらに、令和6年8月号の広報において、保険証とマイナンバーカードが一体化されるという内容の記事を掲載したほか、8月9日には、愛知北FMのチャレンジ犬山において「マイナンバーカード作成と健康保険証利用申込み」という内容の放送を行い、被保険者への周知を行っています。

しかしながら、マイナンバーカードを保険証として利用するためには、保険証の利用登録を行う必要があり、議員ご指摘のとおり、被保険者自身が以前に登録を行ったかどうか曖昧なため、現在マイナ保険証を保有しているかどうか分からない場合もあると考えます。

今後も、令和6年11月発行の広報において、マイナンバーカード保有の有無や、利用登録の有無など、被保険者の状況により、今後の対応方法が異なる点を考慮した内容の記事を掲載したり、多くの市民が集まるイベントでチラシを配付したりするなど、被保険者への周知を図ってまいります。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。これまでも犬山市として様々なPRをしてきたことは理解いたしました。また、今年11月の広報で周知していただけたということなので、分かりやすい広報で幅広く周知いただけることを期待したいと思います。

再質問をさせていただきます。

周知については理解いたしました。私自身、結構質問を受けましたので、犬山市としても国民健康保険証、後期高齢者医療保険証からマイナ保険証または資格確認書、こういったものへの移行について、市民からご相談があるのではないかというふうに思っております。

そこで、市民の方から相談、問合せについて、把握している範囲で結構ですので件数やその内容についてお伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質問にお答えします。

国民健康保険、後期高齢者医療ともに、チラシや医療機関でポスターを見た方から、窓口や電話でマイナ保険証についての問合せを受けています。

件数の把握はしていませんが、周知直後は一時的に問合せが増えたものの1週間に数件程度であり、現在ではそれほど多くの問合せはありません。

問合せの内容は、保険証の新規発行がなくなった後に、保険証はどうなるのかという、制度の内容についてのものが大半を占めています。

今後もマイナ保険証の利用をお願いするとともに、マイナ保険証がなくても保険証に代わるものとして資格確認書を発行するので、医療機関に継続して受診できることをお伝えするなど、丁寧な説明を心がけてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。件数や内容については理解いたしました。答弁から察するに、問合せの内容は、私が喫茶店で質問攻めにあった内容とほぼ同様かなというふうに理解しました。

再々質問をお願いいたします。

今、答弁の中にも周知直後に一時的にお問合せが増えたというようなことがありました。12月2日前後や、来年の夏頃の紙の国民健康保険証が期限を迎える頃は、大きな節目になり、相談やお問合せの件数が増えるのではないかなというふうに感じております。老婆心かもしれませんが、最前線の窓口なり、電話で対応される職員に過度の負担とならないよう、対応や、体制を取ることも必要ではないかと思うのですが、お考えを伺いたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再々質問にお答えします。

最初の答弁でもお答えしたとおり、被保険者からの問合せが少なくなるよう、継続して周知を行うことで、現状の職員体制で対応できるものと考えています。

なお、現在、国がマイナンバー総合フリーダイヤルを設置しており、マイナ保険証全般の問合せについてはこちらで対応できるため、市独自のコールセンターなどの設置などは考えてはおりません。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。当局の考え方を理解いたしました。

この国民健康保険証、後期高齢者医療保険証からマイナ保険証、資格確認書への移行につきましては、国としての方針もあると思うのですが、医療機関の掲示物を見ても、マイナ

保険証の制作を促すポスターばかりで、全体を見渡すことのできるポスターだとかチラシが少ないのが事実です。

今日は市の施策ということで、国民健康保険証に軸を絞って質問をいたしました。保険証に有効期限の記載のない社会保険や共済の健康保険証の方もお見えになります。私も質問を受けた際は、適切な返答ができるよう心がけてまいりたいと思いますので、市としても全体が見渡せる、そういった周知をしていただきたいというふうに思います。

では、次の質問に移ります。

件名 2、災害が出ているときの行政サービスの基準についてどうなったかであります。

この質問につきましては、昨年 9 月の一般質問にて問題提起をさせていただいたもので、台風の接近時のごみの回収やわん丸君バスの運行について、事業主体として、リスク管理の観点からも検討すべきではないかということで、それぞれ質問をさせていただきました。あれから 1 年になりますので、検討の状況についてお伺いしたいと思います。

まずは、要旨 1 として、台風接近時のごみ回収について、可否を決定する基準の検討結果について伺いたいであります。

要旨のとおりですので、検討結果についてお伺いをしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

昨年の 9 月議会でお答えしましたとおり、ごみ収集等実施可否の基準設定について、他自治体の事例も参考に検討を行っているところであります。

可燃ごみについては、ごみ収集日当日の朝の気象情報を基準としてごみ収集を中止する場合や、前日の朝などある程度早い時間の気象情報を基準としてごみ収集を中止する場合、また、中止したが、ごみ集積所にごみが出された場合の対応など検討しております。周知の徹底などの課題もあり、結論を出すまでには至っておりません。

他自治体と同様に、警報等発令されているときは、ごみの排出を控えてもらうよう、今でも呼びかけておりますが、合わせて気象情報と現状による早めの判断をし、ホームページや公式 LINE、それから、ごみ収集アプリなどにて、情報発信をしていきます。

一方、不燃ごみや資源物については、犬山市では前日に収集容器を設置していることから、収集中止する場合は、収集中止のお知らせプレートをごみ集積所に設置し、ホームページや公式 LINE などで市民へ周知することができるというふうに考えています。

このことから、不燃ごみや資源物については、一定の判断を行う基準とタイミングを検討しています。

いずれにしても、繰り返しますが、ごみを出す際には安全確保に十分ご留意いただいた上で、警報等発令されているときは、可能であれば次の収集日にごみを出していただくことを引き続き呼びかけていきます。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5 番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。今後、不燃ごみや資源物について、

一定の判断を行う基準とタイミングを検討していくということですので、理解をいたしました。

では、要旨2として、台風接近時のわん丸君バスの運行について、可否を決定する基準を研究した結果を伺いたいであります。

こちらについても、昨年9月の段階では、研究を進めていくとの答弁でしたので、その後どうなったのか、進捗状況をお伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

わん丸君バスは、交通空白地における市民生活を支える重要な交通手段として、自力で移動する手段を持たない、特に高齢者等の通院や買物のために運行しています。

そのため、台風接近時であっても、やむを得ず外出を必要とする利用者もいますので、可能な限り運行を継続したいと考えています。

一方で、利用者や運転手の安全の確保の観点から、計画運休することが望ましい状況も想定されます。

また、近隣市町のコミュニティバスの運行基準について、昨年9月にも確認しましたが、改めて、聞き取りをしたところ、明確な基準を持って運休を判断している市町はありませんでした。

したがって、わん丸君バスの運行については、明確な基準は設けずに、台風接近時の進路や規模、当市への影響などを考慮しながら、運行事業者と協議の上、その都度判断することが、現状としては最善と考えています。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。今の答弁の中で、台風接近時であってもやむを得ず外出を必要とする利用者がいるということでしたが、見方を変えると、バスを運休にした際、それを知らずにバス停で待たれている方に周知をする手段が乏しいのかなということも推察をいたします。

実際に集中豪雨のような悪天候の日でも、それぞれの地域のバス停で、犬山方面、駅の方面へ向かうバスをお待ちの方を目にするので、台風であっても大丈夫だろうということで、お出かけをされる方、そういった方への運休の周知が難しいということだというふうに考えています。

また、さきのごみの回収についても同様な課題があるのかなと思っております。

私も絶対的な基準が必ずしも必要というふうには思っておりません。リスク管理の観点からやめるべきときはやめる、止めるべきときは止める、それができるかどうかだというふうに思っております。

ただ、正常性のバイアスというものは本当に働くもので、一定の決まりがないと事故という結果が出るまで止まらないというようなこともあることもありますので、そういったことでリスク管理をしていくための周知方法、これがないと周知ができないから、リスク管理が

一步前進しないということもあると思いますので、全市的に検討をしていただけたらなというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

件名 3、本市の公共ライドシェアについてであります。

要旨 1、本市の公共ライドシェアの進捗状況について伺いたいであります。

これにつきましては、前回の令和 6 年 6 月議会で、自治体ライドシェアとして提案があった中身についてであります。この 8 月に国のほうの施策で、自治体ライドシェアを公共ライドシェアとして名前を変更していますので、この場合は公共ライドシェアとして質問をさせていただきます。

令和 6 年 6 月議会では、私からも何点か質疑をさせていただきました。やはり安全性の観点や不測の事態の対応について、これまでの公共交通機関とはシステムが異なり、未知数の部分も大変多い、そういったことから、これまで以上に石橋を叩いて渡る心構えが必要であると考えております。

令和 6 年 6 月定例議会とほぼ並行して行われた令和 6 年度第 1 回の地域公共交通会議を傍聴させていただきましたが、スタートアップとしては大変しかりとした資料を提案されて、委員の質疑が飛び交い、慎重審議をされた、そういうふうに見ております。

その資料を軸に、どれだけの準備が進んでいるのか。現段階での進捗状況と今後のスケジュールについてお伺いをしたいと思います。特に安全面や教育については伺いたいと思います。

また、件名 2 でありましたような風水害などの災害時への対応なども、どのような準備をされているのかお伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

まず、現在の進捗状況を説明します。

令和 6 年 6 月 21 日に開催した犬山市地域公共交通会議にて、岐阜バス「明治村線」沿線における朝夜の減便に伴う交通空白地としての事業者協力型のライドシェア実施について、承認されました。その後、8 月 19 日に事業者を決める入札を実施し、名鉄西部交通株式会社に決定しました。

今後のスケジュールとしては、運転手の募集を 9 月 20 日まで行い、10 月に面接等を経て採用します。その後、11 月にハイエースの貸与を受け、安全教育や実地による研修等を行い、12 月 2 日より運行を開始します。

なお、運転手は、名鉄西部交通が採用を行い、雇用契約を結びます。

次に、安全面に関する教育については、名鉄西部交通が行います。内容としては、自社のタクシー運転手に実施している社内研修、具体的には座学研修として接遇や点呼、事故や苦情の対応など、実地研修として、助手席からの運転指導や始業・終業業務などを行う予定です。

さらに、ライドシェアを実施するに当たり、国土交通大臣認定講習を受講した名鉄西部交通の社員が、関係法令や緊急時の対応などを運転手に講習します。このことにより、さらなる安全性の担保を図っていく予定です。

最後に、交通事故等の不測事態や、台風等の風水害時については、わん丸君バスと同様に、当市への影響などを予測しながら、その都度、運行事業者と協議の上、対処する予定です。事務フロー等の詳細については、今後、名鉄西部交通と調整します。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。運行管理を行う事業者が決定したことと、その後の乗務指導や安全教育について理解をいたしました。

不測の事態についても、運行管理を行う事業者と協議をしていくということなので、新しい交通システムのスタートアップには大変にタイトなスケジュールだと思いますが、綿密な連携で万全な体制を構築していただきたいというふうに思います。

以前にも申し上げましたが、安全の確保が輸送の生命であるというふうに思っております。私としても、本来は路線バスを走らせるのがベストだと思っておりますが、しかし状況を鑑みると、これよりほかに現状は方法がないということで理解をしております。

構築後、そして運行開始後も、これが犬山市の公共交通体系の一助として妥当であるかどうかは慎重に分析をしていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

件名4、スマホやネットギャンブル等の依存症対策についてであります。

スマホの急速な普及と進捗で、私たちの生活は大きくさま変わりをいたしました。同時に様々な社会問題も生むことになりました。その一つが依存症です。

依存症と一言で言ってもいろいろありますが、私が前の職場のときに大変問題意識を持ったのがスマホ依存症であります。スマホを長時間連続で使用することで、社会生活に大きく影響をします。

また、社会人で経済力が合わさると、ゲームの課金、こちらへ大きく依存するだとか、ネットギャンブルの依存につながり、身の丈に合わないお金の使い方をして経済困窮に陥る、そういったケースがあります。そこで本人が気づき、相談できる誰かが心当たりがある方はよいのですが、1人で悩んで、借りてはいけないところで融資を受けてしまったり、自ら命を絶つといった最悪のケースも聞き漏れてくるところであります。

そこで、要旨1、ギャンブルなどの依存症に関係した相談の状況について伺いたいであります。

ギャンブル依存症をはじめ、依存症のどういうところが問題であると考えられているのか。また、いろいろな依存症がある中、特にギャンブル依存症について、国、県、市ではどのような対応をしているのか。

一般的な対応としては、相談窓口を設置することだと思いますが、犬山市では、ギャンブル依存症に特化した相談窓口は設けていないということは存じております。

こころの健康相談だとか、市民相談窓口といった窓口で、先に申し上げたようなスマホ依存、ゲームへの依存、ギャンブル依存など、お困り事の相談を受けたことがあるかどうか

ついでに状況について、伺いをしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

依存症の代表的なものには、アルコール依存、薬物依存、ギャンブル依存などがあり、特定の物質や行為・過程に対して、やめたくてもやめられない状態になることを依存症といいます。

ギャンブル依存症は、パチンコや競馬、競輪といった賭け事にのめり込んで、衝動を抑制できなくなる精神疾患であり、ギャンブルなどを原因とする多重債務や生活困窮といった経済的な問題に加え、家庭内の不和や人間関係の破綻などから、日常生活や社会生活に支障が生じることがあります。

国としても、医療体制や相談支援体制が十分とは言えず、また、情報も得にくいなどの理由から、必要な治療・支援が受けられない状況に鑑み、総合的にギャンブル等依存症対策を推進する必要があると、平成30年にはギャンブル等依存症対策基本法を制定しています。

愛知県では、ギャンブル依存症についてもアルコール、薬物などに対する依存症と同様に、専用相談窓口が開設されています。

本市では、月に1回、精神科医による「こころの健康相談」、議員ご案内のとおりです、を実施しており、本人や家族による相談を受け付けています。

令和元年度から5年度までの5年間の相談状況では、実施回数58回で、相談者数が135人、そのうち、依存症に関する相談は6件あり、アルコール依存に関する相談が3件、学齢期のスマートフォンやインターネットでのゲーム依存に関する相談が3件で、ギャンブルに関する相談はありませんでした。

また、市役所本庁舎で平日、毎日開設している市民相談室には、令和3年度から令和5年度の3年間で、ギャンブルに関する相談が、3名の方から延べ7回ありました。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。私個人としては、思ったより多い相談件数でした。依存症のための相談窓口というわけではありませんし、正直、1件も受け付けてない状況ということも想定をしておりました。いずれにしても、そういったお困りの方へ寄り添う取組について期待したいと思います。

要旨2点目、現在策定を進めている「みんなで進めるいぬやま健康プラン21」に依存症対策を盛り込んではいかがでしょうかであります。

要旨1で取り上げました。スマホ依存症、ゲーム依存やネットギャンブル依存症というのは、そもそも当事者が病気と認識していなかったり、周囲の理解が得られにくいということで、改善する環境が作りにくいということも感じました。

全体的な認識を変えて、これらの依存症への理解を深めていく必要があると考えます。

そこで、現在策定を進めている「みんなで進めるいぬやま健康プラン21」に啓発を含めた対策を盛り込んでどうかと考えます。先ほどの相談の状況から、ネットギャンブルの依存

症については顕在化していないといったような状況があるかと思いますが、その入り口となるスマホ依存症について対策を盛り込むことができないのか、お尋ねをしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

スマートフォンやタブレットなどの利用は、生活を便利にする一方、過度な利用により、視力低下や姿勢への影響、生活リズムの乱れなど、子どもの生活や心身の健康被害が懸念されます。

また、インターネットやゲームへの依存から、手軽にゲーム感覚で賭け事にのめり込み、ギャンブル依存症へ発展する危険性もあります。

依存症に陥る背景には、ストレスなどの心の問題があると言われていたことから、健康に配慮した適切なスマートフォンなどの利用の推進に加え、ストレスに対する適切な対処方法を身につけることができるような取組が必要と考えます。

今後、これらの取組の内容について「第3次みんなで進めるいぬやま健康プラン21」の検討委員会である、犬山市健康まちづくり推進員会の計画策定部会において、スマートフォンやタブレットなどに関連した子どもへの健康教育や啓発、環境づくりについて、依存症対策も視野に入れた内容を協議し、新計画への反映を検討していきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。新計画への反映を検討していきたいということでしたので、計画策定部会で、依存症対策も視野に入れた、しっかりとした協議をしていただきたいというふうに思います。

では、要旨3に移ります。

依存症対策で学校教育に取り入れているものはあるかであります。

この要旨を決めましたのは、答弁の中にもありました、ギャンブル等対策基本法ですが、私も調べてまいりました。そうすると、第14条に教育の振興等として、家庭、学校、職場、地域などで、ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるといったような条文がありました。

そこで、率直にお尋ねをしたいと思います。小中学生ではなかなかネットギャンブルには程遠いと思っております。しかし、冒頭申し上げたように、スマホ依存はゲーム依存やネットギャンブル依存の入り口になるというふうに思っておりますし、さきの答弁で、こころの健康相談にも学齢期の相談が3件あったということでした。決して学校だけの問題だとは思っていませんし、学校に押しつけていいわけでもないというふうに思っておりますが、デジタルの普及とともに、利便性と危険性を両輪として、知識の普及をしていく必要があると思います。

本市における学校の教育や取組、年齢でいうと、とりわけ中学生程度になるのかとは思いますが、これに関する啓発や知識普及に取り組んでおられるのか、お尋ねをしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

民間の通信会社が昨年の11月に実施した調査によりますと、スマートフォンの所有率は、小学生の高学年で4割を超え、中学生では8割を超えているという結果があります。

スマートフォンは中学生にとっては当たり前の存在になりつつあり、簡単にゲームができたり、SNSにも触れたりし、ついつい長時間触ってしまうことで依存につながる可能性があるため、子どもの身近にある問題の一つだと認識しています。

中学校では、保健体育科の保健分野の授業において、休養・睡眠と健康の関係について学習する際に、長時間インターネットを見たり、ゲームをしたりすることの影響について伝えています。

また、学校ごとの取組として、学校保健委員会などの集会や保健だよりの記事として、スマホ依存、ゲーム依存の危険性について取り上げたり、ノーメディアデーとしてスマートフォンやネット環境に触れない日を設定して生活習慣を見直したりするなど、それぞれの学校で工夫しながら適切なスマートフォンの使い方についての啓発に取り組んでいます。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。学校教育の中で取り入れていきたいということで理解しました。

現代社会では、スマートフォンなどの情報端末の利用、これは避けて通れなくなりました。しかし、利便性と危険性が背中合わせであり、その危険性というのは本当に身近なものだと感じていますし、なかなか本人では気づかないものだと思います。

ギャンブル等対策基本法の第14条にもありました、学齢期のうちに、学校だけでなく、家庭や地域など、様々なところで啓発と知識普及をして、依存症を減らし、これに起因する多重債務、貧困などの社会問題を少しでも減らしていけたらと思います。

今日紹介したスマホ依存症やゲーム依存、ギャンブル等の依存は、こころの健康相談や市民相談で、仮に今後、顕在化してくるといったようなことがある場合には、複数の課にまたがる、そういったお悩み事になっているケースも想定をされます。

全市的な取組や重層的支援、こういったものの拡大を期待をして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 5番 小川隆広議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前10時50分まで休憩いたします。

午前10時39分 休憩

再 開

午前10時50分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

6 番 島田亜紀議員。

◎6 番（島田亜紀君） 6 番、公明クラブ、島田亜紀です。議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しました4件について、順次質問をさせていただきます。

子どもの自殺が一番多いのが夏休み明けです。私も朝の子どもの見守りに行くと、元気がない子はいないか、ふだんと様子が違う子はいないかなと声をかけながら、学校まで一緒についていきます。

2022年 57人、2023年 54人、これはそれぞれの年の9月に自殺で亡くなった子どもの数です。たった1か月の間に50人以上の子どもが自ら死を選ばざるを得ない状況に追い込まれている現実、そして可視化されていない。

もう一つの現実として、これらの数字の背後には、この何倍、何十倍、もしかしたら何百倍もの多くの死にたいという気持ちを抱えた子どもたちがいるということです。そうならないよう、私たち大人があらゆる手を尽くしていかなければなりません。子どもが自殺ではなく、生きる道を選べるように支援する、そうした社会をつくるために、今回取り上げさせていただきます。

令和2年11月に久世議員が、自殺者の急増傾向への対応について、また令和3年2月に諏訪議員が、コロナ禍における市民相談について、令和4年6月に玉置議員は、自死について質問されております。

件名1、子どもの自殺防止対策について。

9月10日は世界自殺予防デー、また9月10日から16日は自殺予防週間です。日本では、全国で年間約2万人の貴い命が自殺によって失われ、その何倍もの遺族が悲しみ、苦しんでいます。

中でも悲しいことに、2023年の小中高生の自殺者が513人に上り、過去最高だった前年514人から高止まりしていることが、警察庁の自殺統計に基づく厚生労働省のまとめで分かりました。

未来の宝である子どもたちが、1年の間に毎日少なくとも1人以上が命を落としていく現状は、普通ではない、あつてはならないことだと考えます。そのため様々な対策が取られております。

愛知県においても、自殺防止策の一環として、LINEのチャット機能を活用した夜間の相談窓口、愛知こころのサポート相談が、2020年11月に開設いたしました。これは県内在住・在勤・在学者が対象で、夜間にも相談することができ、今日までの登録者数は7,800人を超えております。

要旨1、現状の取組について。

近年、全ての年齢での自殺者数は、減少傾向にある一方で、若者の自殺は死亡原因の1位となっており、依然として大きな問題であると思います。犬山市の児童生徒から自殺者を出さないために、学校としてどのような取組をしているのかお尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

自殺を防止するためには、何よりも命を大切にすることを学ぶ必要があると考えます。

そのため、犬山市には、市内の教諭・養護教諭が協力して作成した、小学1年生から中学3年生までの各段階に応じて、命の大切さを伝える独自のカリキュラム、「芽ぶき」というものを設けています。

このカリキュラムでは、学年ごとに1つまたは2つのテーマを設定し、市全体として学習効果を高めるため、授業の進め方や教材を市内の学校で共有しています。

このカリキュラムによって、義務教育9年間を通して、体系的・網羅的に命の学習を実施しています。

加えて、中学校では、愛知県教育委員会が作成する自殺防止リーフレットを生徒と保護者に配付し、啓発に取り組んでいます。

さらに、学校ごとの取組として、全校集会で自殺防止につながる講話を聞く機会や、道德の授業で生命尊重をテーマに取り上げることで、命の大切さについて主体的に考える機会を設けています。

子どもの自殺者数は、特に長期休業明け直後の時期に多くなることが知られています。そのため、学校からは、毎年夏休みに入る前には、様々な問題や悩みの相談に対応する「犬山市青少年センター」の相談専用ダイヤルや、24時間電話相談「子どもSOSホットライン24」の電話番号を記載したカードを配るという取組も行っています。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。命を大切にすることを学ぶなど、様々な取組をしていただき感謝いたします。

2022年3月、国立成育医療研究センターの調査で、コロナ×こどもアンケート第7回調査の全体報告が発表されました。小学4年生以上から高校生まで中等度以上の鬱症状がある子どもは16%、約6人に1人の割合でした。

今回の分析により、頭痛、腹痛、腰痛、めまいといった身体症状を頻繁に自覚している子どもが多いこと、このような身体症状を有する子どもたちの中に、深刻な抑鬱症状を抱えている子供も少なくないことが示唆されております。

また、相談することへの気持ちを尋ねると、6割は誰かに相談する。4割は相談せずに様子を見るとの結果でした。子どもの身体症状や抑鬱症状に、いつも以上に注意をかけ、決して無理をさせないこと、症状が強い場合や長引く場合には、医療機関に相談することが大切です。

今年7月より茨城県古河市では、子どもの自殺防止対策で、タブレット端末などを用いた検査で、自殺リスクを可視化するITツールRAMP Sを市立中学校全9校に導入いたしました。生徒の心身の不調を早期に察知し、問診やフォローアップにつなぐことに役立てるものです。

全中学生を対象に、RAMP Sを使った検査を、学期ごとに1回以上実施する方針で、各中学校で1人1台配布されているパソコンやタブレット端末を活用し、生徒は食事、睡眠、

心の状態などに関する11個の設問に回答をします。

回答結果や検査に要した時間から自殺リスクの程度が判定され、学校側は必要に応じて、養護教諭などによる問診や、生徒のフォローアップにつなげていきます。

問診で自殺の兆候に該当する回答があった場合、養護教諭だけではなく、学校内の関係する教員へ一斉にリスクアラートが即時排出される仕組みになっております。一般社団法人RAMP Sの北川裕子代表理事が開発されました。2023年度までに全国約100の中学、高校がRAMP Sを導入しており、検査結果を基に、生徒の悩みに対する具体的な支援の実施につながったそうです。

例えば、RAMP Sの回答によって、生徒から自殺企図の話が出た。生徒が初めて自殺のことを養護教諭に伝えることができたということです。対面だけでは聞き取れない生徒の不安や悩みがあるとして、RAMP Sで全生徒の検査結果が集計されて確認できているので、一人一人の心身のケアに専念できるなど、期待の声が上がっております。

特に思春期の若者は、精神不調を抱える者ほど、自分の問題は自分で解決すべきであると考えがちであることや、死にたいと願うほど援助を求める行動を取らなくなり、助けを必要とする子どもほど、助けてと言わない傾向があるそうです。

児童生徒は生活時間の大半を学校で過ごします。だからこそ、学校は自殺リスクや精神不調を早期に発見するために最適な場所であり、支援の手を届けやすい場所でなければならないと考えます。

こうした中、子どもの自殺リスクを特別なソフトを入れたタブレット端末を使って見つけようという取組が始まっております。

要旨2、自殺リスク評価ツールRAMP Sの導入について。

RAMP Sはタブレット端末でアンケートに答えることで、児童生徒が声に出しにくい気持ちを酌み取り、自殺リスクを可視化することができます。また、児童生徒も本音を伝えやすく、先生も子どもたちの変化やリスクに気づくことができます。

こうしたシステムは、先生の働き方改革にもつながることから、導入を検討してはどうかと考えますが、市としての見解をお尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

犬山市では全ての児童生徒が使用する学習支援システム「スクールライフノート」を導入しています。

このシステムは、日々の学びに対する気持ちを子どもたちが記録し、振り返り、学びに向かう気持ちを育むことを目的としています。

このスクールライフノートの機能の一つとして「心の天気」というものがあり、これは、今の気分を晴や雨など、天気になぞらえて記録するものです。入力した心の天気は記録され、子どもたち自身が振り返ったり、教員が記録を見ることで子どもたちの心理状態を把握したりすることに活用しています。

また、システムではありませんが、学校では、定期的に児童生徒を対象とした教育相談アンケートを取り、自殺リスクを含めた様々な子どもの悩み・困り事の把握に努めています。

そうしたアンケートによる把握だけでなく、教師が毎日の児童生徒の小さな変化にも気を配り、状況によっては養護教諭やスクールカウンセラー、市教育委員会とも連携しながら、一人一人に対応をしているところです。

議員ご紹介のシステムは、タブレットなどの端末を使用し、アンケートに答えることで、子どもの自殺リスクを可視化でき、より自殺防止としての側面を強化したツールであると考えます。

一方で、システムが開発されてから間がなく、全国での導入実績もまだ少ないことから、その効果についての評価が定まっているとは言えません。

導入には費用がかかることもあり、費用対効果が判断できないことから、現時点での導入は慎重であるべきだと考えます。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。RAMP S導入には費用もかかりますし、導入したからといって自殺がなくなるわけではありません。しかし、SNSが普及した今の小中高生の年代は、多感な時期でもありますし、我々の世代とは、取り巻く環境も大きく変化しております。対策も時代に合わせて変化していかなければなりません。大切な子どもたちの命を守る、自殺防止の取組をお願いし、次の要旨に移ります。

要旨3、ゲートキーパー研修実施について。

ゲートキーパーは、命の門番とも呼ばれ、ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。資格などではなく、誰でもゲートキーパーになることができます。本市は毎年、職員、市民に向けてゲートキーパー講座を開催しております。子どもたちの心に共感し、寄り添うことができる周囲の存在は、多ければ多いほどよいと考えます。

詳細は避けませんが、私の身近でも、自殺をしてしまうという悲しい出来事がありました。友人たちは、いじめで悩んでいることに気づいているけれども、なかなか先生に相談に乗ってもらえなかったっていうふうに言っていました。本市ではないんですけども、本当にこのようなことにあい、本当に悲しい気持ちで、もう何日も過ごしておりました。

ゲートキーパー講座に教員の皆様も参加してはどうかというふうに考えますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

子どもが自殺に追い込まれるほど悩む背景には、いじめ、進路への不安、家族関係、発達特性やパーソナリティに関する事項など、様々な要因があります。

学校では、それら一つ一つについての理解を深め、適切な対応を取るとともに、子どもに寄り添った温かい支援ができるよう、機会を捉えて教員に研修を行っています。

さらに中学校では、愛知県教育委員会が主催する「自殺予防等健康課題解決指導者研修」に各校から1名が毎年参加し、そこで学んだことを校内で共有しています。

厚生労働省によりますと、ゲートキーパーに求められる役割は、「変化に気づく」「じっくりと耳を傾ける」「支援先につなげる」「温かく見守る」ことであり、これらは教員にも、当然に必要な役割であることから、教員の様々な研修の中に含まれています。

単独で「ゲートキーパー養成講座」を受講することではなく、教員の受講する様々な研修が、自殺予防につながるものであることを改めて認識し、教員が子どもにとって身近なゲートキーパーとなれるよう、引き続き教員の総合的な能力向上の機会を確保してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございます。日々児童生徒と向き合い、努力してくださっていることに感謝し、引き続き温かく見守っていただければと思います。

9月の広報に載っていましたが、今年度は10月10日にエナジー・サポート・アリーナで、「大切な人の悩みに気づく寄り添い方講座」と題してゲートキーパー講座が開催されます。私も悩んでいる方に寄り添えるよう、受講していきたいと思っております。

件名2、女性特有のがん予防についてです。

乳がんは現在、我が国で最も増加率の高いがんの一つですが、唯一自分で発見できるがんでもあります。早期発見で治癒率は約90%、がん治療の技術で日本は世界トップクラスでありながら、検診の低さからがん対策後進国とも言われております。

来月迎える10月のピンクリボン月間は、毎年、乳がん早期発見啓発のための街頭演説を、公明党女性局は行っております。それは、家事に育児に仕事に奮闘しながら、家庭の太陽として生きる女性の命を守ることが、平和な社会を守ることであると思っております。

2020年の乳がんの年間の罹患数は9万1,000人を超え、2022年には約1万6,000人の方が亡くなっております。女性にとっては特に注意すべきがんです。最新の2022年のデータでは、乳がんは女性全体の部位別死亡数では4位ですが、年代別に見ると、30歳から64歳までは1位となっております。

また、乳がんで亡くなる女性は年々増加傾向にあります。年代別で見た場合、胃がんや肺がん、大腸がんのように年齢が高まるとともに増えるがんとは異なり、乳がんは30代から増加し始めて、40代後半から50代前半にピークを迎え、比較的若い世代で多くなっております。このため、若いときから関心を持つことが大切です。

9年前に乳がんを発症したタレントの北斗晶さんは、毎年、がん検診を受け、必要な時期にマンモグラフィーを受診していました。なぜ発症したのか、指摘されていた理由としては、進行の早いタイプのがんだったこと、できた場所が見つけない場所だったこと、そもそも100%確実な検査はないということでした。

マンモグラフィーによる乳がん検診が一般的になってきましたが、乳がんによる死亡率は減少していません。早期の発見に必要なことは、自分の胸を、状況を見て触って知っておくことで、ささいな変化に気づくことです。若い方は乳腺が発達していますので、マンモグラフィーは適していません。また、40代を超えたら、2年に一度、乳がん検診を受けることが国の指針で進められております。

また、子宮頸がんは、二、三十代の女性がかかるがんの第1位で、子宮がん全体の約70%を占めております。2020年の年間の罹患数は約1万1,000人を超え、約3,000人の方が亡くなっております。

要旨1、現状の取組について、4点お尋ねいたします。

1点目は、女性特有の乳がん、子宮がん予防として、どんな取組を行っているのか。

2点目は、乳がん、子宮がん検診の受診率はどうなっているのか。

3点目は、子宮頸がんワクチンの接種率はどうなっているのか。

4点目は、乳がん予防のブレスト・アウェアネス（乳房の健康チェック）とは、どういったものか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

女性特有のがんとしては、一般的には乳がんと子宮頸がんなどの子宮がんが該当します。これらのがん予防の取組として、乳がん予防としては、がん検診、子宮頸がん予防としては、がん検診とワクチン接種を実施しています。

乳がん検診は40歳以上の女性を対象に、医療機関や検診バスで乳房マンモグラフィ検査を行い、30代女性を対象に、検診バスでの超音波エコー検査を行っています。

子宮がん検診は20歳以上の女性を対象に、医療機関や検診バスで細胞診検査を行っています。

がん検診は、各種被用者保険の制度を利用して受診する人も多く、市全体の受診状況は把握できないため、把握できる国民健康保険加入者の過去5年間の受診率を見ますと、乳がんマンモグラフィ検診は約18%から22%、子宮がん検診は約12%から15%で推移しています。

受診率向上の取組として、国が実施する「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」を活用し、21歳になる女性に子宮がん検診の無料クーポン券を、41歳になる女性に、乳がん検診の無料クーポン券を配付しています。

次に、子宮頸がんの予防につながるHPVワクチン接種率ですが、ワクチン接種は、12歳から16歳の女子を対象とした定期接種と、平成9年度から平成19年度生まれの女性を対象としたキャッチアップ接種があります。

定期接種について、対象の最終年である16歳の接種率で見ますと、令和6年7月末現在で、3回接種を完了している人は60人、接種率で見ると、約13%になっています。

キャッチアップ接種は、接種の積極的勧奨を差し控えていた時期に定期接種の対象となっていた方への接種で、令和4年度から開始しています。

キャッチアップ接種の接種率としては、令和6年7月末時点で接種対象となる方3,882人のうち、3回接種を完了しているのは944人で、接種率としては24%となっています。

キャッチアップ接種につきましては、今年度で終了となるため、3回とも自己負担なしで接種しようと思うと、初回を9月末までに接種する必要があり、周知のため令和6年5月に未接種者の方へ通知文を送付し、勧奨を行っているところです。

最期に、「ブレスト・アウェアネス」についてですが、これは、女性自身が自分の乳房の状態に日頃から関心を持ち、乳房を意識して生活することで、乳がんの早期発見につなげるセルフチェック法で、「しこり」など気になる症状が現れた場合に、速やかに医療機関への受診につながることを期待できるものです。「ブレスト・アウェアネスのすすめ」というチラシの配布も行っております。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。乳がん検診に比べて子宮頸がん検診は、受診率が少ないということが分かりました。子宮頸がんなどを予防するHPVワクチンは、接種の積極勧奨が控えられていたため、公費接種の機会を逃した、1997年から2007年度生まれの女性に対して、無料のキャッチアップ接種が実施されております。

全部で3回接種が必要で、部長も言われましたが、今月9月中に1回目を接種すると、来年3月までに完了できます。個人的に来年4月以降に接種をすると、10万円ほどかかるというふうで、娘もちょうどこの間に入っておりましたので、接種完了しました。ご本人と家族でよく話し合い、接種を検討して、命を守る対策を取ってもらえたらというふうに個人的に思っております。

要旨2、乳がんの予防、ブレスト・アウェアネスの周知について。

子宮頸がんについては、キャッチアップ接種の勧奨通知をはじめ、様々な方法で子宮頸がん予防の周知がされております。乳がん予防のために検診時に配布しているチラシ、ブレスト・アウェアネス、乳房の健康チェックのすすめを、より広く、罹患率が増え始める30代の女性に配布してはと考えます。市の見解をお尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

先ほどの答弁の中でもありました「ブレスト・アウェアネス」については、令和4年度から周知を行っており、検診を受診していない女性への周知も、乳がん早期発見の取組として重要であると考えます。

特に、乳がんの罹患率の上がり始める30代女性への啓発を必要と考えていることから、今後は、30代の母親が多い乳幼児健診において、がん検診時に配付している「ブレスト・アウェアネス」のチラシの配布を行ってまいります。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 前向きな答弁ありがとうございました。これからも女性の命と暮らしを守る施策の拡充を推進していただきたいと思います。

件名3、認知症の人に寄り添った地域社会の構築について。

これまでも多くの議員の方が取り上げて質問されてきましたが、世界アルツハイマーデー、9月21日は、世界保健機関と国際アルツハイマー病協会が認知症への理解を促し、ご本人やご家族への支援の充実を目的として、1994年に制定されました。

2012年からは、9月が世界アルツハイマー月間と定められ、世界各国で認知症への啓発活

動が行われております。

また、国内の認知症の高齢者数は、65歳以上の人口がピークを迎える2040年には、認知症高齢者数が約584万人、軽度認知障害高齢者数が約612万人に上ることが推計されております。

私の近所の方も認知症になった奥様が、少し目を離した隙に家を出てしまい、行方不明になってしまうということが何度もありました。真冬の夜中に祈る気持ちで必死に搜索をしたこともあります。

要旨1、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組の推進についてお尋ねいたします。

認知症の人を単に支える対象と捉えるのではなく、一人の尊厳ある人として、共に支え合って生きる社会の実現を目指し、本年1月に認知症基本法が施行されました。そこで、行政が軸となり、小中学校の児童生徒、また地域の企業、経済団体や自治会等と連携して、認知症サポーター講座のさらなる展開や、新しい認知症観を定着させる啓発資料の作成配布など、認知症に関する知識及び認知症の人に関わる理解を深める取組を強化すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

当市では、認知症に関する知識や、認知症の方への理解を深めるための取組として、認知症サポーターの養成や、認知症ガイドブックによる普及啓発のほか、アルツハイマー月間イベントとして、犬山オレンジフェスタの開催などを行っています。

まず、延べ7,200人ほどとなった認知症サポーターですが、令和6年度は、新たな取組として、犬山総合高等学校の生徒や、小学生の親子などへの講座を実施するなど、若い世代も含め、地域による支援体制の強化を図っているところです。

また、認知症ガイドブックは、市のホームページに掲載するほか、市民の方が手に取れるよう、市役所や、高齢者あんしん相談センターなどの窓口にとともに、イベントや講座でお配りするなどの活用を行っています。

次に、犬山オレンジフェスタです。

昨年は、島田議員をはじめ、延べ1,157人の方にお越しいただいた認知症の普及啓発イベントですが、今年も9月27日にヨシズヤ犬山店で開催するための準備を進めているところです。昨年と同様に、明治安田生命や中北薬品、名古屋経済大学などの協力をいただき、産・学・官の連携により、パネル展示、クイズ、脳トレ、血管年齢測定など、認知症に関連したブースを設ける予定をしています。

これらは主な取組の一例ですが、引き続き様々な機会と場で、認知症の方が住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるよう、必要な取組を検討し、進めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。

要旨2、認知症の人の尊厳ある暮らしを守るケア技法であるユマニチュードの普及につい

てお尋ねいたします。

認知症の人や家族等が安心して穏やかに尊厳ある暮らしを守る上で、一人でも多くの住民が、認知症の人に対する適切な接し方を身につけて、認知症の人の行動、心理症状の発生を抑制することは特に重要であると考えます。

そのための効果的な技法として、あなたを大事に思っていることを見る、話す、触れる、立つの4つの柱で、相手が理解できるように届けるケア技法であるユマニチュードが注目されております。

最近、私が見たユマニチュードを紹介する映像では、ケアを拒否し、暴言を吐き、暴れる90代の男性に、介護者もお手上げ状態でした。ユマニチュードを学んだ看護師が対応したところ、その男性は心を開き、何年ぶりに笑顔を見せ、ケアをすんなり受け入れておりました。車椅子生活であった男性もみえました。いきなり自ら立ち上がり、歩かれていたというのも見せていただきました。

国内の研究結果では、認知症の方の行動や心理症状が15%改善され、また、ケアする側の負担も20%軽減したとの有効性が確認されております。また、ユマニチュードに先進的に取り組んでいるフランスの一部施設では、離職したり、欠勤したりする職員が半減したほか、鎮静剤といった向精神薬の使用量を9割近く減らしたという報告もあります。

福岡市では、2016年度、家族、介護者、病院、介護施設の職員を対象としたユマニチュードの実証実験を実施いたしました。その結果、暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担感も低下するといった効果が見られたことから、2018年度に市は、町ぐるみの認知症対策として、この技法を導入し、ユマニチュードの市民講座などを本格的に展開しました。

対象は、家族介護者や小中学校の児童生徒のほか、市職員や救急隊員など多岐にわたります。講座を受けた市民からは、もっと早く知っていればよかった。今後は介護をする人たちに私たちが伝えたいとの声が寄せられたのを受け、こうした取組を継続的に実施しようと、今年4月から福祉局の中に、ユマニチュード推進部を新たに設置しています。

そこで、本市としても、ユマニチュードの普及に積極的に取り組むべきと考えますが、見解をお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

ユマニチュードを端的に申し上げますと、先ほど議員のお話の中にもあったとおり、「私があなただけを大切に思っている」ということを、「見る」、「話す」、「触れる」、「立つ」の4つアクションを用いて、相手に分かるように伝える技術であり、日本ユマニチュード学会により商標登録が行われたものだと認識しています。

当市でも、過去に実施した認知症に関する講座の中で、このユマニチュードを紹介したことがあります。実際の介護現場では、この技術の知識がなくても、積み重ねた経験などから自然と実践されていることも少なくなく、また、認知症の方への接し方は、相手の状況や認知症の程度、あるいは、介護者との関係などに応じて異なるものだと考えています。

確かに、この技術は、認知症の方に接する際の1つの有効な手法であると思いますが、その活用には、日本ユマニチュード学会の認証を受ける必要があり、一定の費用負担も生じることから、まずは、このような技術がある旨について、介護サービス事業者などへの周知を行ってまいりたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。部長が言われるように、介護サービス事業者の方はもちろんであります。私は一番当事者であるご本人、また家族の方にこの技法を届けていけたらというふうに思っております。

自分らしく暮らし続けることができる新しい認知症感の推進を強く期待し、次の要旨に移ります。

要旨3、地域における認知症ピアサポート環境の整備についてお尋ねいたします。

認知症と診断された後に希望を失うことなく、新たな目標に向かって行動することができるように、認知症の人が自ら認知症にかかる経験を、当事者同士で共有できる機会を確保し、本人や家族の不安を軽減することは大変に重要であります。

そこで、認知症の本人や家族等が診断を新しい段階で、同じ経験をした方々と情報共有、また様々なアドバイスが受けられるように、地域における認知症ピアサポート環境の整備も重要と考えますが、見解をお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

現在の取組としても、高齢者あんしん相談センターによる認知症カフェや、認知症サポーターによるチームオレンジのように、認知症の方のご家族などが交流する機会を設けています。

しかしながら、チームオレンジに関しては、市内では、犬山南と羽黒・池野の2つの地区のみの活動にとどまっており、高齢者あんしん相談センターの地区割で見ますと、犬山北、城東、楽田の3つの地区では、チームオレンジとしての活動が行われていないことから、交流の場が十分に確保できているとは思っていません。

また、議員ご指摘の介護者支援は、本年1月1日に施行された認知症基本法にも掲げられており、今後、一層の取組が必要になる観点だと思っています。

近日中には、認知症基本法に基づいた国の具体的な方向性や目標などが示される見込みですので、それを踏まえ、当市の認知症施策の在り方を見極め、引き続き取組を進めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。昨年、私もお邪魔した犬山オレンジフェスタはとても好評で、認知症の方を正しく理解し、地域全体で応援できる大事な催しと思っております。

また、オレンジチームのよい取組を市全域に取り組めるよう、また、引き続き推進をお願い

いして次の件名に移ります。

件名 4、防災についてです。

8月8日夕方に発生した宮崎沖の日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震を受け、気象庁が初の南海トラフ地震臨時情報を発表しました。誰しも、いつ、どこで地震や、また災害に遭うか分かりません。いろいろな場面を想定しながら、家族で話し合い、準備することがとても大切です。

話は変わりますが、市内全域で外国人の方を最近よく見かけるようになりました。犬山市に住む外国人市民の方々は年々増えて、今、約2,700人の方が暮らしてみえます。令和6年1月に多文化共生に関するアンケート調査によると、ベトナム、フィリピン、中国、ブラジル、ネパール、韓国、インドネシアなどの国の方が多く、地震があまりない国の方や、言葉が通じなくて困っている方もみえると思います。

そこで、要旨1、外国人市民に対する防災対策について。

外国人市民に対して、命に関わる防災に関する情報発信や啓発は重要と考えております。現在本市では、外国人市民に対してどのような防災対策をしているのか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

防災に関する情報は、内容により緊急性の違いはありますが、命を守ることにつながるものもあり、日本人だけでなく、外国人市民にも非常に重要なものと認識しています。

そこで、現在、市では、公式LINEに「防災ハンドブック」へのリンクを表示し、そこから、ホームページ上のデジタル版は、外国人市民向けに9か国語に対応しています。

また、避難所での外国人市民対応のため、「コミュニケーション支援ボード」こちらは4か国語と、イラストを中心にやり取りをできる「避難所でのお知らせ絵カード」こちらも4か国語を用意しています。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。避難所でのコミュニケーション支援ボード、また避難所でのお知らせカードを用意してくださり、ありがたいと思います。

でも、避難する前に外国人市民の方との共生、協働のまちづくりを進めていくことがとても大切になってくるというふうに感じます。

また、外国人市民の方は、災害に対しての備えとして、食べ物や飲み水の備蓄をしている方、また避難所の場所を確認しているといった回答が多くありました。また、災害時の情報は、知人、友人からという方の回答が最も多くあり、市のホームページや日本のテレビ、ラジオから得ているという方も多い結果となっております。

防災訓練や防災に関するイベントについて、会社や学校が行うものについては参加する、しかし、それ以外のものは、町内など地域で行うものへの参加は少ないようです。

しかし、外国人市民が、自治会や町内会などの活動やイベントに参加すること、また、地域で働く外国人市民が増えることなど、地域社会で活躍することについてどう思いますかと

いう問いに対しては、38.5%の方がうれしいという結果になっておりました。

令和4年3月の現在のデータでは、日本人平均年齢は48.0歳に対して、また外国人の平均年齢は34.2歳というふうで、いざというときに、共に命を守る関係をつくっていくこと、これがとても共助が強くなって、プラスだと考えます。

要旨2、外国人市民に対する防災情報の展示、啓発についてです。

情報が届きにくい外国人市民に、防災対策の啓発をもっとして欲しいというふうに思いますが、市の見解をお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

防災情報にとどまらず、外国人市民への情報発信は、重要な課題と認識しています。

令和5年度に実施した、「犬山市の多文化共生に関するアンケート調査」の結果から、生活に必要な情報を何から得ていますかという質問では、「日本のインターネット」が50.7%で最も多く、続いて、「友達」で45.3%、「母語のインターネット」で44.2%となっています。

一方で、「犬山市から発信する情報をどのような方法で確認したいですか」に対しては、郵便物が54.2%で最も多く、続いて「犬山市のホームページ」で29.0%、メールが27.1%となっています。

この結果を踏まえ、今年度は、11月に6か国語に翻訳した情報冊子を、外国人世帯全戸に直送する事業を実施予定です。

内容については、現在調整しているところですが、能登半島地震や台風などの災害の発生を受け、いち早く市からの情報が得られるよう、「犬山市あんしんメール」への登録と、「災害時に取るべき避難行動の案内」を掲載する予定です。

どのような情報発信の方法が効果的なのかは、国籍などによって様々です。今回の方法が効果的かどうかも含め、継続して情報発信の方法を検討していきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。今年11月には6か国語に翻訳した情報冊子を、外国人世帯全戸に配布してくださるとのことで、安心いたしました。今後も特に緊急時の情報が届けられるよう、ご尽力いただきたいと思います。

要旨3、犬山市LINEの防災メニューレイアウト、表示方法についてです。

ほかの自治体公式LINEでは、犬山市公式LINEに比べて、トーク画面の下部に固定されるリッチメニューが数多く表示されているものもあります。犬山市には、リッチメニューの中に冊子のイラストを用いた防災ハンドブックというメニューはあるんですけれども、隣の小牧市では防災専用のタグがあったり、その中に避難所情報をはじめ、防災に関する複数のメニューが表示されております。

犬山市公式LINEでも、リッチメニューで防災に関するメニューがあると、イラストとかなどでまた分かりやすく表示するなど、工夫はできないかなというふうに思いますので、

ここでお尋ねしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

L I N Eのトーク画面の下に大きく表示されるリッチメニューを、本市公式L I N Eでは、令和2年3月から設定しています。

登録者がすぐ知りたいと思われる情報、本市から積極的に提供したい情報をメニューとして設定しており、当初、1行で3つだったメニュー表示を、2行で6つに変更した令和4年2月から、「防災ハンドブック」のメニューを追加しました。

現在、本市では、L I N E公式アカウントで提供されているリッチメニューを利用していますが、表示できる最大のメニュー数は6個となっています。

他の自治体のように、タブ切り替えや、1枚のリッチメニューにさらに多く表示するには、機能を拡張する外部ツールが必要となり、新たに導入コストと維持管理コストが発生します。

こうした外部ツールには、リッチメニューの充実のほかの機能もパッケージとなっており、本市でも見積りを取り検討した上で、これまで導入を見送っているところです。

聞き取りを行ったところ、年間で100万円ほどの使用料が発生している自治体もありました。

当然のことながら、タブ切り替えが可能であれば、カテゴリーごとにメニューの整理ができる、多くのメニューが表示できるなどのメリットはあります。

その一方、リッチメニューが1枚というのは、シンプルで分かりやすいという特徴があることから、イラストや画像、色合い、テキストの組合せによって、より分かりやすく、関心を引くメニュー表示にすることもできると考えています。

したがって、すぐに新たな機能を導入するのではなく、議員からのご提案もありました、また防災メニューを含めた全てのメニューについて、デザインなどをはじめ、何をメニューとして設定するかという点も含めて、市民に分かりやすい表示となるよう検討を行ってまいります。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。市民の皆様に簡単で分かりやすく、知りたい情報が得られるよう検討を期待しております。

これで私の質問は終わりですが、広報犬山9月号にも、質問した自殺防止、認知症、防災に関する特集記事が掲載されておりました。しっかり読んで学びたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 6番 島田亜紀議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後 1 時まで休憩いたします。

午前11時43分 休憩

再 開

午後 1 時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

議員各位に申し上げます。9 番、畑 竜介議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

9 番 畑 竜介議員。

◎9 番（畑 竜介君） 9 番、創大会の畑 竜介です。議長のお許しを得ましたので、通告に従い 3 件の一般質問を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

まずは件名 1、犬山城の整備についてお伺いいたします。

国宝犬山城天守、史跡犬山城跡保存活用計画については、令和 3 年から令和13年の10年間で策定されました。これによって、平成30年に史跡として指定された史跡犬山城跡と国宝犬山城天守を合わせて、歴史的な価値や本質的価値を明確化し、保存管理しつつ、魅力や価値の理解を深めていただけるための活用、そして整備が計画的に進められるようになりました。

そして、この保存活用計画の策定を受けて、現在は史跡犬山城跡整備基本計画策定に取りかかっているところだと思います。

予定としては、策定期間として令和 4 年から令和 6 年となっておりますが、現在、福祉会館跡の犬山城大手門枳形跡の整備方法などで議論が深まっているようです。

そこで、まずは整備基本計画策定の現在の進捗についてお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

史跡犬山城跡整備基本計画につきましては、令和 4 年度に策定に着手しました。策定作業は、附属機関である犬山城管理委員会、犬山城調査整備委員会での審議や文化庁との協議を経ながら進めています。

計画策定の進捗状況ですが、令和 4 年度は、主に現状と課題の整理、整備の基本理念と基本方針の検討を行いました。

令和 5 年度は、整備基本計画の重要な要素であり、大手門枳形跡の一部である犬山市福祉会館跡地の史跡追加指定範囲の検討を行い、慎重に審議を重ねた結果、敷地全体を史跡指定した上で、整備を行うという方向性がまとまりました。

令和 6 年度は、史跡全体の具体的な整備内容について検討し、年次計画や概算費用など、着実に整備を進めるための事業計画を含む整備基本計画の策定を完了する予定です。

中でも、福祉会館跡地については、発掘調査の成果や絵図などを基に、遺構をどのような形で表現し、顕在化するのかなどについて、より具体的な検討をしているところです。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。1点、再質問させてください。

先日、会派の視察で鹿児島に伺いました。実際その調査項目とは違いましたが、鹿児島城跡が宿泊先に近かったので、早朝に散歩がてら見に行ってみいました。鹿児島城は天守がそもそもないお城でして、本丸御殿や二の丸御殿から成るお城でした。そして、現在は本丸御殿等もなく、本丸跡には歴史美術センターが建てられていました。

ここで資料をご覧ください。

これは石垣の構造を切り出して説明をしている展示です。同じように見える石垣でも算木積みや亀甲積みなど特徴を解説しており、それを見てからまた現場に確認しに戻って見てみました。

現存している建造物はなくとも、こういった遺構や鹿児島城の特徴を生かした展示などで、非常に満足度、理解度の高いお城だなと感じました。

犬山城は現存する最古の天守があり、見どころがたくさんありますが、収容人数には限界もあります。杉の丸のやぐらだとか、七曲門の復元など、夢はたくさんあるんですけども、当然、図がないとか、不可能なところも多く、課題も多くあることは理解しています。しかし、鹿児島城のような展示の考え方というのは、犬山城としても活用できるのではないかと思います。

そこで、新たな犬山城の見せ方として、新たな展示方法や、また新たな部分の公開など、この整備基本計画の中で検討されていましてらお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

議員ご指摘のように、外国人観光客を含めた犬山城への来訪者が増加している状況下において、天守の収容人数には限界があることから、天守以外に見どころをつくり、来訪者が天守のみに集中しないようにすることも、整備基本計画において重要な点であると考えています。

大手門枡形跡の一部である犬山市福祉会館跡地の整備もその一つであり、そのほかにも解説看板、展示模型、デジタル技術の活用などの解説・案内の充実や、犬山城周辺から天守が眺められる眺望点の設定などを検討しています。

ご提案の石垣の構造を説明する展示は、ほかにも金沢城や仙名城などでも実施されており、石垣の構造を理解しやすい展示として、非常に有効であると考えます。

実施に向けた課題として、石垣の構造展示を行うためには、石垣の断面構造を把握する必要があります。通常は石垣の解体修理を行う際に調査を行って構造を把握しますが、犬山城の石垣については解体修理の詳細な記録がなく、断面構造が分かっていません。

直近で解体修理を行う予定はありませんが、解体修理のタイミング以外でも、最小限の調

査を実施することなどにより、石垣構造の展示を行うことができないか、犬山城調査整備委員会や文化庁と協議しながら検討してまいります。

また、新たな部分の公開として、整備基本計画の中で、城山の中を市職員など関係者の案内の下、人数を限定して公開する「特別公開コース」の設定を検討しているほか、現在、非公開としている券売所裏側の杉の丸についても、一部場所を限定して公開できるよう検討しているところです。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。特別公開コースや、杉の丸の一部を公開などできるようになれば、これは非常に楽しみです。ぜひ前向きな検討をお願いします。あくまで国宝は天守であります。史跡犬山城跡として一体的な見せ方で、より魅力的な犬山城になることを期待しています。

続いて、要旨2、犬山城天守登閣料についてお伺いいたします。

現在も犬山城には多くの方が登閣していただいています。昨年については58万人を超え、コロナ前のピーク62万人に迫る勢いでした。そして、今年については7月末の情報でも、昨年を上回る勢いであり、多くの方に犬山城を楽しんでいただき、うれしい限りです。

しかし、一方で、登閣者が増えると、少し考えなければいけないことも出てくると考えます。

多くの方が登閣されるということは、それだけ木造天守への影響が懸念され、維持管理費も今後かさんでいくことが想定されます。

当然、多くの方に見ていただくのはうれしいことではありますが、お城が好きでもっとゆっくりじっくり見た人からすると、結果的に犬山城登閣による満足度は下がってしまう懸念もあります。

そもそも犬山城天守は一度に入ることができるキャパシティがあると考えていますが、当局としては現在の登閣者数、そして今後の登閣者数増加について、天守にどのような影響があると考えているのか、お伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

令和5年の犬山城の年間実入場登閣者数は58万2,447人で、コロナ禍前の平成29年の人数まで回復しています。

また、本年8月末時点では、42万3,477人の方にお越しいただいております。過去最高を記録した平成30年の62万8,847人に近いペースで推移しています。

ご存じのとおり、犬山城天守は木造の文化財建造物であり、多くの方が天守に登ることで、部材の劣化が早まることが懸念され、それに伴う修繕や工事の増加やスパンが早まることも想定されます。

また、多くの方が訪れる犬山祭やゴールデンウィーク、秋の行楽シーズンなどの繁忙期には、多くの待ち時間が発生しているのが現状で、ゆっくり時間をかけて犬山城や城下町を見

学されたい方にとっては、結果的に満足度の低下につながる可能性がある」と認識しています。

現在、天守内部の登閣者数については、安全性、ゆとりを持った観覧、待ち時間の短縮などの観点から、200人を目安に運営を行っており、このほかに、混雑緩和の対策として、繁忙期には開場時間を早める対応や再入城券の発券を行っています。

天守は国宝であり、構造には手を加えることはできませんので、天守の保存と待ち時間解消による満足度の向上につながる対策として、デジタルチケットの導入や、一日の入場登閣者数の上限設定など、入場方法の全般について、現在、見直しの検討を進めています。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。以前も優先案内などを導入して、待ち時間の削減を提案させていただきまして、試験的に実施していただきましたが、現在のチケットがアナログであったり、いろんな理由で本格的な導入が難しい結果となりました。

今回、デジタルチケットの導入も検討されているということで、待ち時間の解消には大変有効な手だてだと思いますので、今後の入場方法全般の見直しをさらに進めていただきたいと思います。

ここで1点、再質問をお願いします。

さきの答弁で、入場者数が増えることの影響として、修繕や工事の増加、スパンが早くなる懸念があると、市としても想定しているということでした。当然ですが、整備するのも、修繕するのも、復元するのも、全てにお金がかかります。先ほどご紹介した鹿児島城では、御楼門を令和2年に復元されましたが、費用は約11億円かかったそうです。

国宝五城の入場料を見ますと、松江城が680円、松本城が700円、彦根城が800円、姫路城が1,000円で、現在の犬山城天守の登閣料は550円、国宝五城の中で最安値であります。

当然見ていただける範囲や展示の仕方など、それぞれの事情を基に金額を選定されているので、一概に高い、安いということは申し上げられないとは思いますが、先ほどの登閣者数と同じように、この料金についても適正料金があると考えます。

ちなみに犬山城は、平成27年に500円から550円値上げしておりますが、来年で値上げから10年たちます。10年たてば世の中の状況も大きく変わってきますし、これからも魅力ある史跡犬山城跡や国宝犬山城天守を守っていくには、犬山城としての歳入の確保も重要な課題と考えます。

以前も柴田議員の変動料金制の導入についての一般質問に対して、料金体系の見直しについて検討を進めるという答弁もございました。

そんな中、先日、彦根城や松本城が入場料について値上げをするという報道がありました。やはりどこのお城でも後世にちゃんと残すためには、一定の財源が必要であるという、そういう判断からの値上げであります。

また、熊本城では1回の入場料が800円、年間パスポート1,600円で販売、京都二条城では、市民限定で年間パスポートを2,600円で販売をされています。

これからの魅力ある犬山城をしっかりと守っていくためには、値上げによる財源の確保や、年パスのようなそういった販売による登閣者数のさらなる満足度を向上させる必要があると思いますが、当局のお考えをお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

犬山城では、今後、史跡犬山城跡の整備、天守高欄の保存修理、防災設備の見直しなど様々な事業を計画中です。このほか、夜間の初期消火体制の強化策として、夜間警備員の増員、来訪者の利便性の向上と、待ち時間解消策としてデジタルチケットの導入も検討しています。

確実に犬山城を後世に継承するためには財源が必要ですが、インバウンド需要がいつまで続くのかは不透明であり、入場登閣者が右肩上がりで増加し続けることはありません。また、入場登閣者数の上限設定をした場合の収入減も予想されるため、これらの要素を考慮した料金収入の見通しを立てる必要があります。

料金改定については、既に検討を重ねており、本年度中に方針を決定できるよう、他城の情報を収集し、犬山城管理委員会や天守の所有団体等の関係機関に意見を伺いながら、進めてまいります。

なお、議員ご提案の年間パスポートについては、何度でも犬山城を見学できるという点で満足度が高まる方策の一つですので、収入面で利用者をどれだけ見込むことができるのか、それに伴う運営面での対応と費用はどの程度必要かなどの検討を進めた上で判断してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） ありがとうございます。やはりそのものの価値に見合った料金設定は必要であると考えます。ほかが上がたから上げるということではなく、犬山城の現状や価値をしっかりと考慮した上で、将来に向けた魅力ある犬山城を後世に残すために、値上げの議論もしっかりとしていただき、適正価格での設定をしていただけたらと思います。

続きまして、件名2に移ります。小中学校の夏休みについてです。

今年も長い夏休みが終わりました。私も朝、見守り隊で見ている限り、通学する子どもたちも通常どおりの生活に戻ってきたように思います。そして、何より給食のない夏休み、保護者の皆様、大変お疲れさまでございました。

さて、今年も長い夏休みと申し上げましたが、今年の夏休みは大口、扶桑、江南、小牧、岩倉など、近隣の市町が7月19日の金曜日で終業式ということでしたが、犬山市の最終登校日は7月12日の金曜日と1週間早く、夏休み期間が7月13日から9月1日と51日間もあり、近隣の市町と比べても、長い夏休みだったように思います。

昨年9月議会で、沼議員も長い休みだったと言われていましたが、今年は祝日の関係もあり、非常にさらに長い夏休みだったなと思います。

子どもたちにとってはうれしい長い夏休みも、保護者の皆さんからは、お昼ご飯が困るだとか、仕事の調整が困る、また子どもの学習が心配などと、いろんなご意見をいただきました。昨年はこの時期に大沢議員が質問されていましたが、来年も当然、夏休みはやってくるわけですから、この機会を捉えて、夏休みの在り方について議論をしたいと思います。

そこで、まずは、犬山市の夏休み期間が長い理由について、市の考えと、長い夏休みであっても必要な授業数を確保できているのか、これはおさらいを含めて改めてお伺いさせていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

昨今は、7月に入ると猛暑日が続き、朝夕であっても熱中症の危険があり、そうした中での登下校、教育活動を進めることは、児童生徒の生命を脅かす、危険な状況であると認識しています。

長期休業については、各市町の教育委員会にて期間を設定することができるわけですが、令和5年9月定例議会において、大沢議員の一般質問に滝教育長が答弁しておりますように、犬山市では1時間以上歩いて登校するような地域もあるため、少しでも早く夏季長期休業に入ることは、児童生徒の命を守ることにつながるものと考えて、夏休みの期間を設定しているところです。

また、年間の授業時間については、小学4年生から中学生の児童生徒を例にしますと、学校教育法施行規則が定める標準授業時数は1,015時間とされているところですが、今年度の夏休みの期間であっても、犬山市内の学校では1,021時間から1,103時間が確保されており、国の基準時間数を十分満たしています。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） ありがとうございます。国の学習要領等はカバーできていること、昨今の暑過ぎる夏による熱中症対策の一面など、夏休みが長い理由は理解しました。

一方で、出校日については、学校ごとに対応が違い、出校日が設定されている学校とされていない学校もあります。

出校日のある学校については、各学校とも割と暑さ真っ盛りの時期に出校日を設定されており、熱中症予防の観点からは、市の対応と比べて少し整合性が取れないと思います。

出校日の設定についても、市で統一した基準をつくるべきだと考えていますが、いかがでしょうか。再質問でお伺いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

夏休みの中の出校日については、多くの場合、夏休みの後半に設定しており、児童生徒の健康状況の確認や課題提出、学びの継続を確認する機会として、また、夏休みの終了に向けて生活リズムを取り戻すことなどを目的としています。

今年は、市内14小中学校中10校が出校日を設定しましたが、南海トラフ地震臨時情報が発表されたことを受け、中止した学校もあります。

犬山市内の学校は規模や立地にそれぞれ特徴があり、出校日の設定については、学校ごと

に判断してきたところです。

しかし、議員がご指摘のように、危険な暑さの中での出校日の設定は、熱中症予防の観点から好ましくないと考えますので、今後はその在り方を校長会において協議してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） ありがとうございます。夏休み期間の設定や出校日に対する市の対応は分かりました。健康状態の確認や課題提出、学びの継続を確保する機会としての出校日は、子どもたちに配布されているタブレットを活用することも考えられると思います。ぜひ校長会でもそうした視点を取り入れて協議していただき、各学校が共通した対応になることを期待しています。

要旨2に移ります。保護者への対応についてお伺いします。

市としての考え方は、さきの答弁で分かりましたが、やはり保護者の皆さんからは夏休みの期間が長いと、いろんな仕事の調整が大変だとか、中学生になると学習面のフォローが大変だとか心配だとか、夏休みの時期になると毎年本当にいろんな声を聞きます。

特に今年はほかの自治体より1週間早く始まったため、例年以上に多くの意見をいただきました。今年の夏休みは7月13日から9月1日でしたが、以前は秋休みもあった時期もあり、その頃は終わりも少し早く終わるような対応をされていたこともあったと記憶しています。

こうした夏休み期間の設定については、保護者への説明も含め、理解は十分に得られているのでしょうか、お伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

夏休み期間については、近隣市町と異なる日程になるため、予定表を配布するだけでなく、PTA総会など、年度初めに保護者が集まる機会に、学校長より口頭で説明するようにしています。

しかし、必ずしも全ての保護者が総会に出席するわけではなく、夏休みの開始日、期間、児童生徒の生命に関わるようなリスクを避けるといった目的が十分伝わっていないこともあるかと思われます。

また、周知のタイミングとしましては、年度初めの慌ただしい時期に実施するという状況でしたので、今後、保護者の理解が十分なされるよう、年度初めの説明はもちろん、保護者が来校する機会や小中学校向け保護者連絡ツール（テトル）を活用して、適切なタイミングでの周知を、重ねて実施してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） ありがとうございます。私の肌感覚ではありますが、これだけ多くの保護者から夏休みについてのご意見をいただくということは、市の考えが十分に伝わっていないのではないかと思いますので、答弁にあったテトルの活用を含め、保護者の声も聞きながら、しっかりと周知をしていただくようお願いいたします。

要旨1の最後に、近隣市町に比べて長い夏休み期間の取扱いは、今後も犬山市のスタンダ

ードとして続いていくのか、滝教育長に再質問としてお伺いさせてください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

滝教育長。

〔教育長 滝君登壇〕

◎教育長（滝 誠君） ご指名をいただきましたので、私のほうから答弁をいたしますが、畑議員のお話の中で、夏休みが長い、長い夏休みというお話が何度も聞かれましたけれども、教育委員会は決して夏休みを長くしようとは思ってないんです。

夏休み前の暑い期間を、少しでも子どもたちを危険から守るために、夏休みのスタートの期間を早める、結果的に夏休みは長くなっていますけれども、決して夏休みを長くしようということではなくて、夏休みの開始時刻を早めるのが犬山の施策であることをまず受け止めていただきたいなということをもまず一つ思います。

このことについては、賛否あることは重々承知をしております。恐らく畑議員のお耳に入ったのは、この施策に対してあまり賛成をしていらっしゃる方のご意見かと思いますが、賛成をしていらっしゃるご意見は全く入ってないですか。私は、賛成をしていらっしゃる方もそれなりのお考えは持ってらっしゃると思うんです。ですから、賛否があることは重々承知をしております。

保護者の方にしてみれば、夏休み、子どもが家庭にいる、仕事を休まなアカン、仕事の調整をしなきゃいかん、お昼ご飯を作らなきゃいかん。大変なことは重々承知をしております、申し訳ないなという気持ちは当然あります。

一方、子どもたちはどうかと言いますと、あの暑い暑いですね、もう朝から30度を越す中であります。小さな子たちは十分な体力がないまま、学校へ着く間に、もう水筒のお茶がなくなっちゃうぐらい汗をかいて、本当にひーふーひーふー言って学校行くんですよ。また夕刻、学校からうちへ戻るわけでもありますけれども、今、保護者の方々のそういった我慢をお願いをするのか、あるいは小さな子どもたちに無理をさせるのか、どちらを選びますか。

いろいろ選ばれる方は色々だと思いますが、私は保護者に少し我慢をしていただいても、子どもたちに無理をさせない方法を選択すべきだというふうに感じております。

来年度以降どうするのかということについては、現時点では決まっておられませんけれども、まずは学校現場の教育活動が、これも含めたところで1年全体をうまく円滑に進められているかどうかということ、学校現場としっかり協議をする、そして保護者、あるいは地域の皆様方のご意見、学校に関係する方々のご意見を重々お聞きをしながら、多面的、多角的に考え、検討し、最終的には、犬山市教育委員会の責任と権限で判断をし、決定をしてまいりたいと考えています。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 滝教育長、ありがとうございました。

どうしても反対の声のほうが届きやすいというのが我々の立場ではありますので、当然賛成している方もいらっしゃるということは理解はしていますが、今回は特にそういう声が多かったということで、今回質問させていただきました。

子どもたちの命の危険があるということでの、そういった夏休みを長くすることが目的ではないということは、当然私も理解しておりますので、今日いただいたお話を基に、保護者の方にそういう話があれば、ご理解いただけるような話を私もしていきたいと思います。

要旨3です。夏休み中の昼食についてです。

先ほども述べましたが、夏休みが始まると聞いて、保護者の皆さんがまず頭によぎるのはお昼ご飯のことじゃないかなと思います。この時期になると給食のありがたさが身にしみますという話もよく聞きます。

夏休み中のお昼ご飯については、作るのも大変だという声もありますが、例えば働いている保護者の方の場合、児童クラブにお弁当を持参させている方も多くいらっしゃると思います。暑い時期に作ったお弁当をお昼に食べることに對しての衛生面での不安も聞いたことがあります。

さらに、経済的な理由により、子どものお昼ご飯は給食に頼っている家庭もあることも事実です。保育と学校教育の違いはあると思いますが、子ども未来園では夏も給食があったのに、小学校へ入学したら長期休暇があるため、給食がなくなってしまうと、いわゆる小1の壁の一つにもなっているのかなと思います。

こうした夏休みのお昼ご飯問題については、どこの自治体に住んでいる保護者でも同じ思いだと思います。そうした中、最近では児童クラブで昼食提供を始めている自治体も増えてきています。

添付しました資料をご覧ください。

令和5年のこども家庭庁の出している資料の中に、放課後児童クラブにおける食事の提供についての調査結果が載っています。全国の自治体に対して調査した結果ですが、まずはこの調査に対して、本市としてはどのように回答しているのかお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

本市が実施する児童クラブにおける昼食提供は行っておりませんが、10校区のうち7校区の児童クラブにおいては、保護者会の自主的な活動により、令和3年度からお弁当の配達が行われております。

その内容は、保護者会がお弁当の配達業者を保護者に紹介することにより、希望する個々の保護者がその業者に注文し、業者が児童クラブにお弁当を届けるもので、届いたお弁当については児童クラブ職員が受け取り、保管した上で、注文した児童に配布するというものです。

議員のおっしゃられた「放課後児童クラブにおける食事の提供についての調査結果」は、こども家庭庁成育局環境課が実施した調査「令和5年度における放課後児童クラブの登録児童数等の把握について」の中で、「食事提供についてどのように実施しているのか」という設問で、市としては「保護者会等による手配」と「事業所外部からの搬入」を選択し、回答しております。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） ありがとうございます。犬山市でも保護者の自主的な取組として、お弁当を取りまとめているところもあるということです。あくまでも保護者の自主的な取組のため、金額面だとか、配送できる数の制限など課題もあるんだよということは保護者の方に聞いたこともあります。

先ほどの資料の中には、事業者によるお弁当の配送や学校の給食室を活用した提供など様々な事例も載っています。

また、東京都八王子市では、2019年から各学校の給食室を活用した夏休み期間中の給食提供をしており、事業スタート時は学童保育2か所のみということでしたが、今年は約9割に当たる80か所まで拡大していて、いずれは全ての場所での提供を目指しているということでした。

また、弁当の事業者と市が契約をして、弁当代は保護者負担、配送費は市の負担といった支援を行う自治体も増えてきています。

全体でまとめることで、一つの事業所に対して数が少なくても配達してもらえるとというようなメリットもあるようです。こうした策は、共働き世代も増えた昨今、子育て世代への負担軽減策としては効果的だと考えます。

資料の9ページには、「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業において、運営事務等を行う職員を配置する費用に対しての補助を行っており、昼食等の発注業務については、その業務範囲と考えますので、ご活用ください。」と記載があります。

また、「独り親家庭や経済的に困難を抱える家庭の子どもについては、特に小学校における夏季等の長期休暇中の食事について配慮が必要であると考えられることから、各市町村におかれては、子どもの生活・学習支援事業や、地域子どもの未来応援交付金等の活用により、放課後児童クラブにおいて、子どもたちが弁当持参、購入が難しい場合の弁当の配達、フードバンク等による支援を行うなど、貴団体内の関係部署とも連携しながら、適切に対応いただくようお願いします。」と、こういった事務連絡も来ておりました。

こうした国からの交付金などを活用し、夏休み期間が長い犬山市として、この夏休み期間中の昼食提供について、給食を活用した昼食の提供や、市全体でのお弁当の取りまとめなど、新たな取組ができないか伺いたいします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再質問にお答えします。

先ほども答弁した、7校区の児童クラブでの取組について、保護者からは特段課題があるとは聞いておりませんが、今後は、お弁当の配達を利用していない3校区も含めて、保護者会や保護者からのニーズ把握に努めていきたいと考えています。

また、市が業者と契約し、配送料等を市が負担してお弁当を手配することについては、現在保護者会が行っているお弁当の配達業者紹介についても、利用率は2割程度と聞いていることから、現時点においては実施することは考えておりません。

全国的には、様々な動きがあることは承知しておりますが、本市としましては、現時点では、現状のまま継続していきたいと考えます。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。児童クラブでの対応については分かりました。今回は夏休み、子どもたちの昼食について、分かりやすい児童クラブに焦点を当てて質問させていただきましたが、小学校も高学年になると児童クラブに行きたくないという子どもも多くいる中で、夏休みの昼食の問題は、児童クラブだけの課題ではないと考えています。中には給食が主な栄養源で、朝や夜はちゃんと食べていない子どもや、いつも一人で食事をしている孤食の問題など、給食が頼りの子どもたちもいます。

今後、こうした課題について、私としても研究を進めながら、また別の機会に議論をしたいと思います。

件名3に移ります。住宅用火災警報器についてお伺いいたします。

2004年に消防法の改正が行われ、戸建てを含めた全ての住宅において、住宅用火災警報器を設置することが義務化されました。

まず、2006年6月に、新築住宅への設置が義務化され、既存住宅も順次義務化が進み、2011年6月までには、全国全ての住宅が対象になりました。

住宅用火災警報器が義務化された背景には、逃げ遅れによる死者数の多さが一つの要因としてありました。また、高齢者の逃げ遅れも、火災による死者数に影響していると考えられています。総務省消防庁によると、火災による死者数の60%以上が65歳以上の高齢者であるという発表もあります。

そこで、まず過去から現在、当市の火災警報器の設置状況、そして他市町と比べたときの設置比率の状況などをお伺いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えします。

犬山市では、平成20年6月より全ての一般住宅、併用住宅、自動火災報知設備が設置されていない共同住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。

犬山市の令和6年6月1日現在の住宅用火災警報器の設置率は81%で、過去5年間は80%前半で推移しております。近隣の市町では小牧市が76%、江南市が71%、丹羽郡が82%です。愛知県内の設置率の平均は85%で、犬山市の設置率は県下において中間的な位置に当たります。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。

今回この質問をしようと思ったのは、私の家の近所で火災が起きたときに、この火災警報器が鳴ったおかげで通報が早く助かったというのを目の当たりにしたからであります。そのお宅の警報器は設置から10年以上たっており、今回の火災時はたまたま鳴ってくれたからよかったものの、鳴らなかったときのことを考えると、大変恐ろしく思います。

住宅用火災警報器については、設置は義務化されていますが、設置して終わりではなく、定期的な点検も必要になりますし、10年を目安に本体交換も必要になります。

過去の議事録を見たところ、本市としても火災警報器の設置に対しては、原市長をはじめ歴代市長も施政方針演説で住宅火災予防として、住宅用火災警報器の設置や機器の取替えを促進し、住宅火災による死傷者事故の防止と防火意識の高揚を図ってまいりますと述べられています。

そこで、現在、本市が取り組んでおられる住宅用火災警報器に対する施策はどういったものがあるのか、再質問として伺います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） 再質問にお答えします。

住宅用火災警報器に対する施策は、1つ目は、88歳以上の高齢者防火訪問です。犬山市域を4つのブロックに分け、88歳以上の高齢者がいる世帯に対し、おおむね4年で一巡するように訪問しております。訪問の際には、女性消防団員とともに邪魔し、住宅用火災警報器の設置促進をお願いしております。

年々高齢者世帯の割合が増えていく中で、火災時の死者の発生が急激に高まる81歳以上の世帯を対象とするべきですが、対象世帯数が多く実施が困難なため、88歳以上の約400世帯に限定し、防火訪問を行っております。

2つ目は、住宅防火推進町内の防火訪問です。これは市内の町内会等を3年間、防火推進町内として指定し、期間内に消防訓練や住宅用火災警報器の必要性や維持管理の方法等の防火講話を行い火災予防や防火意識の向上に努めております。

3つ目は、住宅用火災警報器を設置している世帯に対して、警報器本体の作動有効期限がおおむね10年であることから、交換の時期を逃さないように、啓発、広報を行っております。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。火災警報器の設置が義務化されているとはいえ、取り付けがなかったとしても罰則が発生するわけではないので、そういったところが難しいところかなというふうに感じます。

しかしながら、火災発生時の早急な通報につながる大変貴重な重要なものですから、設置率や点検についてもしっかりと対応をしていただきたいと思いますと思っております。

要旨2、設置更新の助成についてです。

他市町を調べますと、江南市では火災警報器に対して、65歳以上の方や、その方と同居している方といった要件はありますが、1基につき1,000円で、最大3基の補助制度があります。また、小牧市においては、住宅用火災警報器の取付け等の支援事業として、取付けや取替えを消防の職員が代わりに行う事業を実施しています。

本市としても、設置状況を増やしていくために、新たな施策が必要ではないかと考えますが、住宅用火災警報器補助制度について、当局の考えをお伺いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えします。

住宅用火災警報器の設置促進を目的とした補助制度については、高齢者・障害者がいる世帯や生活保護を受けている世帯について、平成20年度から平成23年度の間、時限的に実施しており、それ以外の世帯については、補助対象外としておりました。

議員ご質問の新たな施策につきましては、住宅用火災警報器の設置が義務化されておりますことから、補助制度の創設は考えておりません。

なお、高齢者世帯において、新たに住宅用火災警報器を設置される世帯や取替えを実施される世帯に対しては、消防職員による器具の取付けや取替えに関する支援施策の制度設計を検討してまいりたいと思います。

よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。現在の設置率もある程度高いパーセンテージで高止まりしているということもありますし、義務化されていることから、補助制度の創設は考えていないということは理解しました。

一方で、設置から10年たって、交換時期が来ていても気づいていない方もいらっしゃると思いますので、消防職員による取付け、取替えに関する支援策を検討される中で、さらなる声かけや周知が徹底されることを期待しています。

以上で、今回の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 9番 畑 竜介議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後2時まで休憩いたします。

午後1時48分 休憩

再 開

午後2時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

4番 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 4番、創犬会の光清 毅です。議長から発言のお許しを得ましたので、通告に従いまして3件の一般質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

件名1、安全確保のための歩道改修について。

今年の5月、県道春日井各務原線の五郎丸地内において、自転車ナビラインが表示されました。これは自転車が通行すべき部分や進行すべき方向を明示したものです。道路交通法においては、自転車は車道を走行することが原則義務づけられていることはご存じのとおりです。

しかしながら、このことを高齢者の方々に説明をしましたところ、県道は自動車などの車

両の通行が多く、車道の通行はとても不安であるとの声を聞きました。地域の歩道を見ますと、朝夕は歩行者と自転車が行き交っている状態で、あわや接触事故を起こしそうなこともあります。やはり歩道としての一定の幅員があり、子どもから高齢者までが安心・安全に利用できる歩道が必要であることは言うまでもありません。

そこで、要旨１、新設道路における歩道整備についてです。

市においては、歩行者や自転車、通行者の安全確保のため、新設道路においては、どのように設計しているのか、最初に質問をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

新設道路における歩道整備については、愛知県の「道路構造の手引き」に基づいて、計画交通量、地域や地形の現状、及び歩行者の安全性を考慮して、設計しています。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎４番（光清 毅君） 端的な答弁ありがとうございます。歩行者などの安全はもちろん、計画交通量や地域、地形を考慮して、県の道路構造手引に基づいて歩道整備をしてきたことを確認をいたしました。

そのため、例えば市道富岡荒井線では、整備時期により、両側歩道であったり、片側歩道であったりするのには一定の理解はできますが、今後、周辺の状況も変わると、利用者の方から新たな要望が出てくることもあるのではないかと考えます。

それでは、再質問をいたします。

今年度から本格的に事業を進めています、都市計画道路蟬屋長塚線の歩道整備はどのような計画になっているか、質問をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

都市計画道路蟬屋長塚線の歩道の整備については、今年度着手している予備設計において、道路幅員や計画交通量、地域や地形の現状及び歩行者の安全性を考慮して、検討を進めているところです。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎４番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。今の答弁では、予備設計において今後検討を進めていくとのことですが、地域の住民の声をよく聞いて、私はぜひとも両側歩道として、鉄道をまたぐ橋梁部については、市道犬山富士線のように、片側は道路と同じようなスロープに、もう片側は歩行者を優先とする階段とスロープにすべきと指摘をさせていただきます。

それでは、次の質問に移ります。要旨２、既存道路における歩道改修についてです。

新設道路は、道路構造令などに基づき、一定の歩道幅員が確保されていますが、既存主要

道路、ほとんどは県道ですが、歩道が狭い場所が多くあります。今までもこうした県道の歩道については、地域の要望を受けて改修が行われてきましたが、具体的には県道若宮江南線、多治見犬山線、御嵩犬山線の実績と今後の予定については、どのようになっているのか、また、その歩道改修に当たっては、どのようなプロセスになっているか、質問をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

ご質問の県道に関する事業については、愛知県が整備を実施しております。

初めに、県道若宮江南線の楽田鶴池交差点については、地元からの要望を受けて改良工事が行われ、令和3年度に約90メートルの歩道整備が完了しております。

次に、県道多治見犬山線については、池野交差点から入鹿池堤防道路の市道神尾1号線との交差点までの区間において、通学路の安全対策として歩道整備が進められています。

整備状況としましては、県道明治村小牧線とのT字交差点から東へ約120メートルの区間の歩道整備は完了しており、現在は、池野交差点から県道明治村小牧線とのT字交差点西までの区間の整備に向けて、用地買収が進められております。

最後に、県道御嵩犬山線については、犬山駅北の犬山1号踏切から西へ約100メートルの未整備区間において、南側に片側歩道を整備する方針で、現在、愛知県公安委員会や名古屋鉄道と歩道整備に向けた協議が進められています。

また、歩道改修に当たってのプロセスについては、地元要望を受けて、整備効果を検証し、事業化されれば、用地測量、用地買収、実施設計及び改修工事を実施していくこととなります。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。過去の実績では、地元要望を受けて、整備効果を県で検討して、実施されてきたとのこと。特に県道若宮江南線の鶴池交差点付近の歩道改修に当たっては、当時の地元議員でありました矢幡議員のご尽力で、地権者同意を得て改修につながったと私も記憶をしています。

小学校の子どもたちは毎日、拡幅された歩道を通って通っております。地元住民としても改めて感謝の意を表して、次の質問に移ります。

要旨3、県道大県神社線の歩道改修について。

昨年6月議会において、楽田の若宮地内の県道大県神社線の改修について質問をさせていただきました。都市整備部長の答弁では、地権者の意向を踏まえた地元要望があれば、愛知県に要望していきたいとのことでした。

その後、地元町内会より県道拡幅等の要望があったと聞いております。

道路全体の拡幅は、建物もあり、なかなか難しいと思いますが、市道楽田東72号線から若宮交差点までの既存歩道は、私も実際に計測しましたが、1.3メートル程度の幅しかなく、電柱が立っているところは90センチで、歩行者や自転車が擦れ違うのにも苦勞をしています。ここは南部中学校や楽田子ども未来園へ通う人の通路ともなっています。

そこで、旧楽田出張所が撤去されたこの機会に、歩道拡幅を要望して、歩道改修を進めてもらうことができないか、改めて質問をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

県道大県神社線の若宮交差点から東へ向かって市道楽田東72号線までの約30メートルの区間は、平成17年度、18年度に渋滞解消のため、車道に右折帯設置に伴って、道路用地が不足したため、愛知県が楽田出張所の用地を借地して歩道を確保しています。

楽田出張所の移転に伴い、愛知県は、引き続き安全な歩行空間を確保するため、現在、借地している部分を含み用地買収を進め、幅員2メートルの歩道を整備する予定と聞いております。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。歩道が2メートルに拡幅予定であることを聞いて、安心をいたしました。既存道路の歩道改修が難しいことは、十分に理解していますが、これからも地域の声を聞いて、できるところから改修してもらえるように、私も一緒に取り組んでいきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。件名2、耕作放棄地への対応についてです。

近年では、農家の高齢化や後継者不足によって、果樹や野菜が育てられなくなった農地が長期間放置される耕作放棄地が、中山間地域を中心に全国で増えております。そのような土地は、周辺環境や景観に様々な悪影響を及ぼしています。今後も耕作放棄地が増えることが予想されております。当市も例外ではありません。

市では、今年の2月定例議会の大沢議員の一般質問に対して、新たな耕作者を探したり、荒廃農地等利活用促進事業補助制度を活用して、耕作放棄地の解消に取り組んでおり、取り組んでいくとの答弁がありました。今後の地道な取組に期待をしているところです。

今回はそれとは別に、耕作放棄地の抱える問題を取り上げたいと思っております。

最初に、住宅近隣における耕作放棄地の現状はどうなっているのか、また、耕作放棄地が増えることでの課題をどのように捉えているか、質問をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

耕作放棄地への対応については、令和6年2月議会の大沢議員の一般質問でお答えしたとおりですが、面積としての把握については、全ての農地での確認は難しいこともあり、優先して保全に努める必要のある農業振興地域内の農地、いわゆる農振農用地を中心に調査しており、議員ご質問の住宅近隣の農地という枠組みでの面積は把握しておりません。

なお、当市の農振農用地における令和5年度に把握された耕作放棄地面積は6.7ヘクタールとなっています。

一方で、農振農用地以外での耕作放棄地については、農業委員会による農地の見回りの中で、耕作されていない農地の把握、農地所有者への声かけ、新たな担い手探し等に努めており、また、農業委員会事務局による所有者への適正管理を依頼する文書の送付などの対応をしています。

耕作放棄地が増えることによる課題としては、農作物に被害を及ぼす病害虫の発生頻度増加や、イノシシなどの有害鳥獣の出没を誘引する原因になるなど、周辺農地に悪影響を及ぼし、連鎖的に耕作放棄地が増える要因となるおそれがあること、また、雑草の繁茂により周辺住環境へ悪影響をもたらすおそれがあるというふうに考えております。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。状況は分かりました。耕作放棄地にも圃場整備地内、住宅近隣、中山間地域など、場所が異なります。そのうち住宅近隣の耕作放棄地は特に問題が発生しやすいと言えます。

住宅近隣の農地という枠組みでは、面積は把握をしていないとのことですが、現状を見ますと、多くの農地が耕作放棄地になっていると推測がされます。

耕作放棄地が及ぼす周辺地域への悪影響としましては、答弁にもありましたが、まずは挙げられるのは雑草の繁茂です。これにより、病害虫、鳥獣の発生、場合によっては用排水への管理への支障にもつながります。

そこで、要旨2、雑草対応についてです。

耕作放棄地に雑草が生い茂って、何とかならないかといった苦情は、年間何件ほどあるのか、それらの苦情に対して、市はどのように対応しており、その成果はどうなっているのか、その際に、特に工夫している点があるのか、質問をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

雑草や雑木が繁茂した農地については、近隣住民などからの農業委員会への通報は、令和5年度には71件ありました。

通報後の対応としては、最初に、農業委員会事務局職員により現地確認を行い、農地の所在地番や所有者を特定し、農地法に基づき、所有者に農地の適正管理を依頼する文書を送付し指導しています。

送付文書では、所有者に対し、いつまでにどのような対応をするのか、回答期限を設けて指導しており、令和5年度については、対応について回答があった件数は36件で、割合としては50.7%と是正につながっています。

なお、文書を送付すると、農地所有者からは、高齢などの理由により、ご自身では草刈りができないなど、農地の管理に困っている相談も寄せられるため、犬山市シルバー人材センターを活用した草刈りの案内や、耕作を引き受けてもらえる可能性のある農地であれば、農地を貸し出す意向を確認するなど、耕作放棄そのものの解消に向けた調整をするなど、状況に応じて対応しているところです。

以上のように、農業委員会としては、農地所有者へ農地の適正管理の指導を行い、所有農地に関する困り事として相談があれば、農地所有者に寄り添った対応に努め、耕作放棄地の解消を行っています。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。昨年度は71件の通報があり、文書の送付によって、約半数が是正されているということです。

しかしながら、先ほど述べましたが、通報されていない雑草、雑木が繁茂した農地は、多くあると推定がされます。特に、今の時期は、道路にその雑草等がはみ出している状況も見受けられます。こうした状況の解消は簡単ではありませんが、市では農地所有者に寄り添った対応に努め、耕作放棄地の解消を行うとのことであり、今後の成果に期待をしています。

ここで再質問をします。

雑草や雑木が生い茂ることにより、住宅地周辺にイノシシをはじめとする野生動物が出没しており、不安であるという声を聞きますが、何か対策、例えば捕獲用のわなが設置できないか、質問をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） 再質問にお答えします。

捕獲用のわなを、適正管理されていない農地に設置できないかということですが、野生動物については、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、むやみに捕獲できない前提の中で、特例として「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく「犬山市鳥獣被害防止計画」の中で、イノシシやアライグマなどの野生動物を、農作物に対する有害鳥獣として指定し、捕獲・駆除を行っています。

したがって、原則、該当農地での農作物被害の有無を基準としてわなを設置することから、耕作放棄により雑草が繁茂した農地については、有害鳥獣を集落に寄せないために、草刈りなどの適正な農地管理を実施することが、周辺農地に対して適切で唯一の対策であり、わなの設置については考えておりません。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。やはり農作物の被害がある場合でないと、野生動物の捕獲、駆除は難しいことは再認識しました。

しかし、今後、住宅近隣の耕作放棄地が増えると、この問題も増えることが想定されますので、野生動物を住宅に寄せつけないために、今ありました草刈りに加えて、餌場にならないように不要な農作物の投棄をしないような啓発にも努めてもらいたいと考えております。

それでは、次の質問に移ります。要旨3、無断農地転用対応についてです。

耕作放棄地が場所によって資材置場など、農地法の許可を得ないで使っている例が見られます。資材置場だけでなく、廃材置場として使われるおそれもあります。そのため、こうした無断転用はできるだけ早い時期に発見して対応することが必要となってきます。

そこで、過去3年間の無断転用の状況はどうなっているか。また、その対応はどうしてい

るか質問をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

農地法の手続がされていない農地において、埋立て工事が開始されるなどのいわゆる無断転用については、近隣住民からの通報や農業委員会の日常的なパトロール等により、新規の無断転用として判明していきます。

無断転用については是正指導を行った件数としては、令和3年度に1件、令和4年度に5件、令和5年度に4件あり、3年間の合計で10件のうち8件は農地への復旧などの是正がされており、令和5年度に発覚した残りの2件についても、指導を継続しております。

無断転用判明後の対応については、最初に農業委員会の事務局職員で現地確認を行います。

現地確認の際、現地に関係者がいた場合は、直接声かけをして、状況の聞き取りを行い、農地法違反が明確となった場合は、まず、違法な行為を直ちに中止するよう口頭での指導を行います。

現地に関係者がいない場合は、農地所有者を確認の上、訪問や電話、文書送付により所有者に接触し、該当地の実態把握を行います。

無断転用への是正指導については、農地法第4条及び第5条に規定される農地転用に関する許可権者である愛知県と調整の上、農地所有者や転用事業者に対し、農地への復旧を求める指導を基本としますが、事後手続により農地法の許可が得られる見込みがある場合は、農地転用許可申請による是正を求めるなど、必要な行政指導を実施しています。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。無断転用について、行政指導を行った件数が3年間で10件で、8件が農地へ復旧されているとのこと。件数も少なく、指導も徹底しており、安心しました。

今後も、地域からの通報に対して、農地法に基づき、早めに対応してもらうことを期待いたします。そうすることで、耕作放棄地が地域の環境に悪影響を与える場所になることが防げます。

ここで再質問をいたします。

全国的に見ますと、耕作放棄地が森林原野化して、農地への復元が不可能な土地を非農地として、農地法の適用を受けない土地としている事例が増えています。当市の対応はどうなっているか、質問をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） 再質問にお答えします。

農業委員会は、国の通知「農地法の運用について」に基づき、農地が森林の様相を呈し、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合や、その土地の周囲が山林等の状

況で、農地として復元しても、継続して農地利用が見込めない場合等には、農地に該当するか否かの非農地判断をするとされています。

当市においても幾つかの実績はございますが、この非農地判断は、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状況の農地を、農地台帳に記載し続けることへの支障を防ぐための制度であるため、農地として利用するための物理的な条件がそろっている場合や、非農地判断をしたことによって、周辺農地に悪影響を及ぼす場合などは、非農地として判断されるものではありません。

また、人為的に農地を農地以外のものにしようとする転用許可制度とは、趣旨や目的が異なるため、対象の土地が農地法第4条もしくは第5条に違反する無断転用等があったと認められる場合は、非農地として判断することはできないとされています。

したがって、現状で耕作されている農地や、再生の可能性がある休耕農地を、意図的に管理放棄し山林化させることに対しては、農業委員会が指導を行い、非農地判断は行わない制度となっています。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。言うまでもなく、農地は農地法により、その処分について様々な規制が設けられており、その結果、農業基盤である農地として長い間守られて、農業振興に寄与してきました。

一方で、農地に復元できないほど荒廃してしまった土地に対しても規制をかけ続けるのは、相続人などにとって不便なことになる場合もあります。また、現状を見ますと、人里から離れた中山間地域の農地は、既に森林などになっているところも多くあり、今から農地に復元することは困難であると考えます。

したがいまして、市としても将来、農地に復元できない土地にこだわるのではなく、残すべき農地はしっかりと残す、そうした視点で、耕作放棄地の解消に取り組んでもらうことも必要であると指摘して、次の質問に移ります。

件名3、がん検診の推進についてです。

要旨1、受診状況についてです。

現在、我が国のがんによる死亡者数は、年間38万人を超え、死亡原因の第1位です。そのうち主に20歳から60歳代前半の働く世代の方のがん死亡者数は全体の1割ですが、40歳を過ぎると、年齢とともに、がんの死亡者数は増えていきます。

がん検診を受けることは、がんを無症状のうちに早期発見、早期治療し、がんで亡くなることを防ぐことにつながり、がん検診の推進が求められています。

午前中の島田議員も、女性特有がん、乳がん、子宮がんについて質問がありましたが、私も視点を変えて質問をさせていただきます。

最初に、がん検診の過去5年間の推移はどうなっているのか、また、その傾向はどうなっているのか。さらに、国や県などの受診率の目標と比較して、どうなっているか質問をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

本市では、「胃がん」「大腸がん」「肺がん」「乳がん」「子宮頸がん」「前立腺がん」のがん検診を実施しているところです。

そこで、それぞれのがん検診の過去5年間の受診状況であります。島田議員のご質問でもお答えしたとおり、がん検診は各種被用者保険の制度を利用して受診している人も多く、市全体の受診状況は把握できないため、把握できる国民健康保険加入者でお答えさせていただきます。

まず、「胃がん」については、令和元年度は21.7%であったのが、コロナ感染症拡大時の令和3年に15.7%まで下がりました。令和5年度には22.2%まで回復しています。

「大腸がん」は、5年前の令和元年度の18.9%から、令和5年度には20.2%の増加。

「肺がん」は、5年前の20.2%から、令和5年度には24.1%。

「乳がん」については22.2%、「子宮頸がん」は14.6%と、それぞれ過去5年間で一番高い受診率となっております。

「前立腺がん」については、25%前後で推移していましたが、令和5年度には23.6%となっております。

続いて、国、県のがん検診の受診率の目標値はどうなっているかですが、国、県においては、それぞれ昨年度、「健康日本21」を策定しており、共に令和17年のがん検診の受診率の目標値を60%としています。

先ほど説明しました、本市のがん検診の受診率とは乖離していますが、国、県が用いるがん検診の受診率は、設定された単位区からの無作為抽出による調査のため、受診率の算出に当たって、対象人数が、一般的に健診受診率が低い国民健康保険被保険者だけでなく、会社などによる健康管理が行われているような被用者保険加入者が含まれていることにより、国民健康保険加入者のみで算出する受診率とはかけ離れてくるためです。

本市において同様の条件で算定した場合、令和4年のがん検診の受診率は、「胃がん」は、犬山市41.8%、愛知県40%、国42.1%、「大腸がん」では、犬山市が36.6%、愛知県46.3%、国が45.9%、「肺がん」では、犬山市は30.8%、愛知県は48.5%、国49.7%、「子宮頸がん」では、犬山市51.8%、愛知県40.5%、国43.6%、「乳がん」では、犬山市60.6%、愛知県45.5%、国は47.4%となっており、「子宮頸がん」「乳がん」においては、国県より高い受診率となっています。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。前立腺がんを除いて、受診率が回復していることに安心しました。また、国や県の目標受診率と比較して、女性特有がんが高くなっている状況が分かりました。

ここで再質問をします。

胃がん検診だけが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により受診率が大きく減少してきたのはなぜか。

また、その胃がん検診はバリウム検査と胃カメラ検査がありますが、その受診割合の傾向

はどうなっているのかを再質問いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質問にお答えします。

胃がん検診の検査方法は、バリウム検査と、胃カメラ検査と言われる胃内視鏡検査の2種類があり、市のがん検診を受ける際には、希望によりバリウム検査か胃カメラ検査の選択ができます。

胃がん検診が、コロナウイルス感染症拡大の影響により受診率が減少したのは、日本内視鏡学会から、胃カメラ検査時のせきなどでウイルスが飛び散り、感染拡大のリスクが高くなることを理由に、検査の実施は好ましくないとの見解があり、尾北医師会として胃カメラを中止する決定がされたためです。

令和3年度は、尾北医師会で、実施については、各医師判断と決定されたことにより、再開となりましたが、医療機関によっては、検査を実施するに当たって、コロナウイルス感染症の陰性確認を必要としたことが減少の原因ではないかと考えています。

バリウム検査と胃カメラ検査の割合について、過去10年間の推移を見ますと、平成26年度は43%がバリウム検査、57%が胃カメラ検査を選択していましたが、徐々に胃カメラ検査を選択する人が増え、令和5年度は28%がバリウム検査、73%が胃カメラ検査を選択しています。

胃カメラ検査が増えている理由としては、推測にはなりますが、口から挿入する内視鏡よりも苦痛の少ない鼻から挿入する細い内視鏡が採用されるなど、以前より楽に検査を行えるようになったことが1つの理由であると思われます。

また、胃カメラ検査は早期の胃がんも発見されやすく、検査時にがんが疑われた場合、同時にその病変の組織を一部採取し、精密な診断もできるため、バリウム検査のように、精密検査を再度受診する必要がないことも、胃カメラ検査が増えている理由の1つと推測されます。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。やはり感染症の拡大のリスクが高くなったため、胃カメラ検査が控えられたこと、その胃カメラ検査が全体の約4分の3となっており、増えている理由もよく分かりました。

いずれにしても、増えている胃カメラ検査は医療機関での個別診療となりますので、実施主体であります尾北医師会とも今後十分に連携を取って、受診者ニーズに対応できるように努めてください。

それでは、次の質問に移ります。要旨2、受診率向上の取組と今後の対策についてです。

今までに、がん検診の受診率向上のためにどのような取組をしてきたのか、また、今後はどのような対策を考えているのかを質問いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

受診率向上については、幾つか取組を行ってまいりました。

1つ目は、国の事業を活用し、子宮頸がん検診の無料クーポン券や乳がん検診の無料クーポン券の配付、また、がん検診の勧奨通知を、歯科健診や緑内障検診の無料クーポン券に同封。

2つ目は、特定健康診査と同時受診を勧めるため、国民健康保険被保険者に対しては、特定健康診査受診票郵送時の通知文に、がん検診の案内を掲載し、今年度より、特定健康診査の医療機関一覧にがん検診が可能な医療機関も掲載しました。

3つ目は、市民健康館などで行う集団がん検診については、申込方法を見直し、あいち電子申請システムを利用したWEB申込みを、令和4年度より開始しました。

4つ目は、受診可能な医療機関が少ない乳がん検診、子宮頸がん検診につきましては、令和4年度より、江南厚生病院、さくら総合病院でも受診できるようにしました。

5つ目は、子宮頸がん未受診者対策事業として、令和4年度には30歳代で過去5年間、子宮頸がん検診を受診していない人を対象に、自己採取によるHPV検査を実施しました。

また、広報掲載内容も、他市町の広報を参考に見直し、今年度より検診がイメージしやすいよう、カラー版の挿絵を入れ、年齢別に受診可能な検診が分かるように変更しました。

今後も受診率の向上につきましては、先進自治体を参考にするなど、効果的な対策を研究してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。まずは、がん検診について周知をすること、そして、検診を受けやすい環境をつくることなどについて、様々な取組を行ってきたことを理解いたしました。

やはり重要なことは、市民一人一人に健康意識を持ってもらい、積極的にがん検診を受ける必要性を認識してもらうことです。今後も効果的な対策を進めてもらうことを期待します。

それでは、次の質問に移ります。要旨3、胃がんリスク検診、ピロリ菌検査とも言われますが、についてです。

ピロリ菌は、主に5歳ぐらいまでに感染し、胃の中に住み続けることで胃炎が進行し、萎縮性胃炎となり、胃潰瘍や十二指腸潰瘍、さらには胃がんを発生させる危険があると言われております。

ピロリ菌の除菌治療を行うことで、胃炎や胃潰瘍は治まり、再発することもなくなります。さらに、胃がんも予防できると考えられています。

市では、平成27年度から胃がんリスク検診、ピロリ菌検査を実施されていますが、その実績はどうなっているか、質問をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

市が行っている胃がんリスク検診は、ヘリコバクター・ピロリ抗体検査、いわゆるピロリ菌検査と、胃の粘膜の萎縮状態そのものを調べるペプシノゲン検査の２種類を組合せで行っています。

この検診は、議員ご案内のとおり、平成27年度より開始し、開始当初は278名の受診者があり、平成28年度は266名でしたが、徐々に減少し、平成30年度は127名、令和５年度には47名となっています。

なお、胃がんリスク検診により要精密検査の対象となる者の割合については、平成28年度は約35%、平成30年度には約38%であったものが、令和５年度には30%弱にまで減少しています。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎４番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。ピロリ菌検査の受診者は、当初278名でしたが、徐々に減少して、昨年度は47名になっているとのこと。理由は明確には分かりませんが、この検査が一生に一度であること、胃カメラ検査の際には、同時に検査ができることなどを考慮すると、今後の受診者の増加は難しいのではないのでしょうか。

また、平成27年度の開始から10年近くなり、現在のピロリ菌検査は一定の見直しの時期が来ていると私は考えます。

そこで、成人のピロリ菌検査に代わり、中学生を対象としたピロリ菌検査を提案をいたします。ピロリ菌感染の有無を知ること、将来のピロリ菌除菌につなげ、本人、家族への予防効果も期待ができると考えられますので、今後は中学生に対するピロリ菌検査を実施してはどうか質問をいたします。再質問をします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質問にお答えします。

中学生へのピロリ菌検査については、小牧市をはじめ、幾つかの市で実施しているところがありますが、厚生労働省監修の「がん検診事業のあり方について」の中で、現時点では科学的根拠がなく、市町村が行う検診としては推奨されていません。

中学生へのピロリ菌検査の導入については、陽性判定された場合の除菌薬による副作用のリスクや、除菌薬は保険外診療となるため、全額自費負担となること、また、先ほどお話ししたように、科学的根拠も明確になっていないことから、現時点において導入する考えはありません。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎４番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。現時点では導入する考えはないとのことでした。確かに中学生に対するピロリ菌の除菌治療は保険適用がなく、市町村が行う検診として推奨がない状況では、慎重な姿勢は理解します。

しかし、世界保健機構WHOは、2014年に胃がん対策としてピロリ菌検査と、陽性者に対する除菌治療を行うように勧告を出しております。佐賀県では、2016年から既に県内全ての中学生を対象にピロリ菌検査と除菌治療を無料で実施しており、全国的に見ても、独自でピ

ロリ菌検査を実施する自治体が増えています。

ピロリ菌検査を行うことにより、中学校では、がん予防につながる健康教育を学習する機会にもなります。中学生の皆さんに、がん検診について関心を持ってもらい、これからも健康であるために必要な知識や意識を持ってもらいたい。そして、将来、あの日ピロリ菌検査を受けていればということにはなってもらいたくない。そのためには、中学生のピロリ菌検査は重要であることを指摘して、私の質問を終わります。

◎議長（柴田浩行君） 4番 光清 穀議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後3時まで休憩いたします。

午後2時48分 休憩

再 開

午後3時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。8番、小川清美議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

8番 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 8番、創大会、小川清美でございます。議長のお許しをいただきましたので、3件の一般質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

件名1、災害への備えについてです。

毎年9月1日は防災の日です。そして、防災の日を含む1週間を防災週間、9月は防災月間となっています。国民一人一人が災害への認識を深め、対処する心構えを身につけることが制定の目的ということは言うまでもありません。災害への備えということで、防災面から質問をいたします。

要旨1、南海トラフ地震臨時情報発表による対応についてです。

去る8月8日に宮城県南部において震度6弱の地震が発生、これを受け、気象庁による有識者評価検討会が初めて開催され、南海トラフ地震の発生の可能性が総体的に高まっているという注意情報が発表されました。これに伴い、翌日の9日に、犬山市災害対策本部が開かれたと思います。

幸い、この地方では大きな地震は発生しなかったのがよかったのですが、備えあれば憂いなしということでございます。

そこで、本部設置後、市ではどんな対応を行ったのかお尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

8月8日に宮城県日向灘を震源とした最大震度6弱の地震に伴い、南海トラフ地震臨時情

報（調査中）が同日午後５時に気象庁より発表されました。これを受け、市では速やかに災害対策本部を開設しました。

南海トラフ地震臨時情報は、同日午後７時１５分に「調査中」から「巨大地震注意」に変更され、１週間程度は巨大地震の可能性が高まったため、翌９日午後０時３０分より、第１回災害対策本部会議を開催し、庁内や公共施設での初動対応や、避難所の空調の稼働状況や物資の確認、災害協定を締結している幾つかの事業者へ協力の確認などを行いました。

また、花火やお盆の時期と重なったため、「ロングラン花火」の対応では、拡声機を用いて巨大地震注意が発出されていることをアナウンスし、避難場所である内田防災公園を案内する掲示を１５か所行うとともに、警備員に情報共有しました。合わせて、城下町の観光客対応として、関係スタッフや警備員に再度、同様の情報共有を行い、有事に備えた対応を行いました。

以後、災害対策本部会議は８月１３日と１５日に開催し、地震発生から１週間が経過した８月１５日午後５時をもって政府としての巨大地震注意の呼びかけは終了し、災害対策本部は午後５時３０分に解散しました。

なお、災害対策本部長である市長については、予定していた遠方への出張を取り止め、不測の事態に備えました。

さらに、市民への周知・啓発として、あんしんメールやＬＩＮＥで南海トラフ地震臨時情報に関するお知らせを配信し、ホームページにも同様の掲示をしました。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎８番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。昨日のＮＨＫニュース７でも取り上げられ、曖昧な情報を基に自治体はどう対応していくのが今後の課題というようなことでございました。

当市にあっては、初めての情報発表でしたが、それなりの対応はできていたものと感じておりますが、市内の高齢者施設等の管理者との携帯番号のやり取りなど、連携、連絡を事前に行っておくと、さらに万が一に備えることができると思いますので、この点、付け加えさせていただきます。よろしくお願いします。

要旨２、防災ラジオ配備の進捗状況等についてでございます。

本年度、当初予算で示された緊急放送設備整備については、着々と準備が進められていると思います。そこで、現時点での進捗状況及び戸別受信機として、防災ラジオ３００台の家庭に配備するという目標となっていますので、その周知方法や、購入までの手順などについて、どう考えておられるのか確認をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

災害時の情報伝達手段の拡充として、市ではコミュニティＦＭの電波を活用した緊急情報の放送を令和６年１２月より開始する予定です。

放送設備設置工事については、６月１８日に業者と契約し、現在、放送設備の製作中であり、

10月に設備の設置及び試験を行う予定です。

また、戸別受信機である防災ラジオについても、8月9日に同じ業者と契約し、10月末に納品予定です。

今年度の防災ラジオ購入対象の方は、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内にお住まいの世帯と、視覚障害者の方がお見えになる世帯としており、販売価格は1,000円を予定しております。

なお、購入対象の方には10月に申請書類等を含めた購入案内を郵送し、11月から販売を開始する予定です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。いよいよ10月から対象者に配布されると、郵送案内されるということでございます。購入に関して、たまに尋ねられることがございますので、こうした案内をさせていただきます。

要旨3、ため池の耐震化状況についてです。

平成28年当時で申し上げますと、市内には150のため池があり、このうち枯渇等により機能が損なわれたものを除くと、133のため池となります。この133のため池の中で、下流部の近接地に人家が存在する、いわゆる防災重点ため池と呼ばれるものは60池となっており、このうち耐震基準を満たしていない27池について順次耐震化が進められ、令和5年度までに改修を終えるという予定であったと思います。

ところがその後、国で新基準が定められ、60池から75池に再選定されたことにより、令和2年度から2か年をかけ、再度耐震診断を実施し、新基準を満たしていない池が確認されれば、順次耐震工事を行うということになっていると思います。

そこで、現在の進捗状況や、今後の予定などについてお聞きをいたします。よろしくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

防災重点農業用ため池については、令和元年度に国の基準が見直されたことに伴い、60か所から75か所となり、増加した池を対象に令和2年度から2か年で耐震診断をした結果、耐震工事が必要な池は、これまでの27か所から31か所となりました。

耐震工事は愛知県において事業化しており、進捗状況としましては、令和5年度までに、新池、中島池をはじめとする24か所の整備が完了しており、今年度は、北洞南池の整備を進めています。

残りの6か所については、次年度以降、引き続き、愛知県とともに計画的に耐震工事を実施していきます。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。残り6か所ということで理解をいたしました。

要旨 2 点目で、防災ラジオの世帯配備についてお聞きをいたしておりますが、本年度はいわゆるイエローゾーン、レッドゾーンの方が優先されました。1 年当たりの配布販売台数には限りがあると思っております。今後は防災重点ため池周辺の世帯の方々への優先配布も検討していただきたいということを申し添えておきたいと思えます。

要旨 4、これまでの災害経験を生かした取組状況についてでございます。

要旨 1 点目で申し上げましたように、直近では日向灘での地震、少し前になりますが、能登半島地震、もっと遡れば、熊本地震や東日本地震など、大きな揺れと被害を伴う地震が発生しており、いざというときの心構えが大切でございます。

そうした地震への備えのほか、犬山市は風水害への備えが重要でございます。地震の発生を予知することは難しいのですが、一方で、風水害についてはある程度予測や事前の準備ができます。そのためには、過去の災害経験から、いろいろな状況を想定しつつ、体制やマニュアルを強化する必要があると考えます。

犬山市でここ最近の被害が大きかった風水害としては、平成29年 7 月から10月にかけての豪雨や、台風が挙げられます。

再認識としてしていただくために、資料 1 として、7 月から 9 月までの資料を配布させていただきましたので、ご覧いただきたいと思えます。

7 月12日の犬山城への落雷を皮切りに、名古屋地方気象台から 5 回ほど大雨警報が発表されました。実際には10月に台風が 2 回来ていますので、これを含めると 7 回発表されたことになります。中でも 7 月14日の豪雨では、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報が相次いで発令され、市は市内全域に避難指示を発令しています。

全市民に発令というのは全国的に初めて思うことなのか、NHKから全国放送で取り上げられたと記憶しております。そして、被害は道路被害、土砂崩れ、床上床下浸水など合計で 250 件、また 8 月18日の豪雨では、155 件の被害がありました。

そこで、過去の災害経験をどう生かし、取り組んできたのかという観点から、1 点目として、避難情報発令のタイミングと、発令する対象エリアの在り方について、2 点目として、災害防災行動計画、いわゆるタイムラインと言われるもので、起こり得る状況を想定した上で、いつ誰が誰に何を行うのかを、時系列に合わせたものでございますが、こうしたタイムラインをとったものの作成状況や運用状況について、そして、3 点目として、台風豪雨対応に伴う災害対策本部チェックリストの作成状況や運用状況等について、以上、お尋ねをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

地震や風水害などの自然災害に備え、円滑に対応するため、平時からマニュアルや業務リストを作成し、災害対策本部開設時等には、それらを用いて業務を遂行しています。

1 つ目の「避難情報発令のタイミングと発令する対象エリアの在り方」については、気象庁の発表する気象情報の警戒レベルを基準に、段階的に避難所を開設する運用としており、

開設する避難所についてもあらかじめ定めています。

2つ目の「事前防災行動計画（タイムライン）の作成状況」については、土砂災害と台風の2パターンを作成し、大雨や台風が接近する数日前からの業務を時系列にまとめています。

最後に「台風、豪雨対応に伴う災害対策本部チェックリストの作成状況」についてです。

災害対策本部に係る業務は、愛知県や警察、河川事務所など関係機関との連絡や、気象や被害状況などの情報収集と多岐にわたるため、業務リストを作成し、そのリストを確認しながら災害対策本部での災害対応業務を行っています。

これらのマニュアルや業務リストについては、災害対応業務を正確かつ円滑に行えるよう、その都度情報を更新するよう努めています。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。今、お答えにありましたように、こうしたマニュアルは運用するごとに改良点も出てくるものでございます。災害事後の振り返りを十分行っていただくことを期待いたします。

それでは、件名2、土木要望についてであります。

令和3年6月議会の私の一般質問において、前年度の年間予防件数等の概要と実施率についてお尋ねし、令和2年度の状況について、当局からは県や警察などが事業主体となるものを除いた犬山市への要望は1,097件、そのうち実施できたものは704件で、要望に対する実施率は64.2%のことで、要望の内訳は、道路に関するものが795件、水路に関するものが214件、公園に関するものが88件といった答弁がございました。

質問から3年経過していますので、その後の年度、令和3年度から5年度ということになりますが、この年度ごとの土木要望の件数や実施率などについて、まずはお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

令和3年度から令和5年度までに、地元から提出された土木要望件数につきましては、令和3年度が1,289件、令和4年度が1,236件、令和5年度が1,313件ありました。

要望件数のうち、県や警察などが事業主体となるものを除いた犬山市への要望件数は、令和3年度が1,085件、令和4年度が988件、令和5年度が1,081件となります。

そのうち、実施できたものにつきましては、令和3年度が657件で実施率は60.6%、令和4年度が597件で60.4%、令和5年度が718件で66.4%という実施率です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。再質問いたします。

年間、数多くの要望書が土木常設員を通じて提出され、これからも要望は増えていくものと思います。

そうした中、以前は田んぼや畑の草刈り時に、土地に隣接する構造部分や水路時期も合わせて、ボランティア的に農家の方が草刈りを実施していたということでしたが、年々の高齢

化により、そこまではやっとなれんと、こういった農家の声をよく聞きますので、草刈り要望は増えていくと感じています。過去にはそういった答弁もあったかと思います。

そこで、再質問でございますが、先ほどの土木要望のうち、公共用地の草刈り要望はどうであったのかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

令和3年度から令和5年度に提出された土木要望のうち、県管理を含めた道路、河川、水路、公園などの草刈りに関する要望は、令和3年度が81件、令和4年度が86件、令和5年度が90件であり、要望件数は若干増加傾向に見られます。

また、道路路肩や水路のり面の草刈りについては、土木要望書の提出以外にも、直接窓口や、電話、メールでの要望や問合せが年々増加している傾向にあります。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございます。一般の土木要望のほかに、道路路肩や水路のり面の草刈り要望が直接あって、これに対応しているということが分かりました。

そこで、再々質問をいたします。

やはり公共用地の草刈り要望は、今後も増えていくものと思います。雑草は刈っても刈っても次から次へと生えてきます。私も多少の畑や田んぼを持っていますので、4月から9月の暑い時期は毎年草との戦いをしていますが、草刈り機による草刈りは非常にきついものがあります。

今年の夏は熱中症警戒アラートが連日発表されていたことは、記憶に新しいところです。アメニティ協会で作業している方に話をお聞きしましたが、炎天下での草刈りは重労働かつ熱中症などの危険と隣り合わせの作業で、しかも作業効率が極端に悪いということでございました。

公共用地における草刈り機以外の対応としては、防草シートが考えられ、数年間は草を抑えることができますが、コストがかかるため、全てを実施することは難しいと思います。最近草に熱湯をかけて枯らす方法や、そのための機械器具もあるようですが、器具のリース料に1日4万円程度要すると聞いておりますし、効果については不透明なところがあります。

こうなってくると、除草剤散布が、手間やコストを考えた場合、最も効率的ではないかと考えますが、一方で市では、環境面の配慮から、何年も前から除草剤を使用していないかと思っています。除草剤は環境に悪いのか、いろいろと調べたりしましたが、日本で市販されている除草剤は、環境や人体に影響はないというような明記されていたものもありました。ただし、植物を枯らす効果を持つため、人やペットの体内に入り込んでしまった場合は注意が必要、そういった記述もございました。

除草剤散布については、2年前に鈴木議員が質問されており、そのときの答弁は、防草シートや張コンクリートによる対策を計画的に進めるというものでした。自分としては今後のことを考えた場合、公共用地における除草剤使用も、ある程度許容していくべきと考えてい

ます。

そこで、今後のためにも、まずは実証実験という形で、路線などを決めて除草剤を散布してはどうかと提案をいたします。例えば、塔野地から今井へ抜ける上線や中線は、少し放置しますと、路肩部分の草は車道まで覆いかぶさって、自転車で通行する場合、車道へはみ出すことになり、非常に危険なので、こういったところとかが想定をされます。少しでも委託経費を抑える、あるいは同じ経費でより多くの面積に対応するため、実証実験として、除草剤散布をしてはどうかと考えますが、当局の見解をお聞きいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再々質問にお答えします。

市への道路の路肩、水路のり面、植栽帯などの草刈り要望は年々増加傾向にあり、今後も増えていくと考えられます。

そのため草が生えない対策として、ご紹介いただきました防草シートや張コンクリートの施工を少しでも継続して今後も進めていきます。

議員ご提案の除草剤散布について、愛知県下では、8市が道路除草対策として使用実績があることを確認しています。

実績のある市からは、コスト面では草刈り業務と比較して約半分の費用で施工することができるとのことですが、除草剤散布をする時期が難しく、草が生い茂った箇所での散布効果が少ないことや、散布から枯れるまでに時間を要するため、草刈りのようにすぐに路肩がきれいにならないこと、また、薬剤散布の後に雨などの悪天候が続くと、薬剤効果が薄れてしまうなどの課題もあるとのことでした。

また、散布箇所周辺及び道路利用者の方からは、環境や健康への不安のご意見をいただくこともあり、散布前の住民理解が必要とのことでした。

このように、道路路肩の除草剤散布については、地元や道路利用者の理解を得るための対策、場所と時期の案内板の設置や、散布前の周知、散布作業に当たっては、通行者や車に薬剤がかからないよう十分な対策をした作業方法を確立するなどの課題あります。

したがいまして、実証実験につきましては、散布場所周辺に住宅がなく、農地・水路に薬剤が入るおそれのない場所の選定、散布時期や使用する除草剤についての検証、作業方法を整理するなど、実施の有無を含めて慎重に検討していきます。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。実証実験については、やるかやらないかも含め、慎重に検討したいということで理解をさせていただきますが、今後、経費が肥大化することが懸念されますので、まずは実験から始めていただくことを期待したいと思います。

それでは、次の件名に移ります。件名3、星和橋についてでございます。

要旨の1点目ですが、今後の工事スケジュールについてでございます。

星和橋は以前、犬山病院から少し東へ行った大畔池に架かっていた橋でございます。もと

もとは前原台住宅地の造成に当たって、工事用の仮設橋として築造されたものを、その後改良して利用していたもので、耐震の問題があるため、現在は池の西側に流れている愛知用水の用地を一部利用し、市道羽黒前原台線として整備をされています。

この道路整備に先立ち、令和2年6月議会で、工事スケジュール等について、一般質問をさせていただきましたが、そのときの部長答弁では、令和4年度中に全線が完成する予定です。その後、引き続きの撤去工事を行いまして、令和6年度に全ての工事が完了する予定であります、との内容でございました。すなわち、今年度に全ての撤去工事まで含めて終わるということでした。

しかしながら、現地は数年前からほとんど変わっていないように思います。現在の状況については、資料として写真を用意しましたので、ご覧いただきたいと思います。

そこで、まず今後の工事予定を確認したいと思います。よろしく願いをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

星和橋については、老朽化及び大規模地震時の耐震対策として、令和2年度に現場着手し、令和4年7月に大畔池の堤防を利用した新設道路へ切り替える工事が完了しています。

星和橋の橋桁から上の道路部分を撤去する工事につきましては、全長222メートルのうち、道路新設工事に伴い99メートルを撤去しており、令和4年度は52メートル、令和5年度は17メートルを撤去済で、今年度は34メートルを撤去し、残り20メートルを令和7年度に行う予定です。

この事業は、国の道路メンテナンス事業費補助金を活用しており、令和5年度の補助金の要望に対する内示率が73.9%と低かったため、工事スケジュールの見直しを行い、工事完了予定は、これまでの令和6年度から1年延期し、令和7年度の予定です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございます。諸般の事情によりまして、工事が1年延び、来年度中に実施するという事で理解をいたしました。

それでは、要旨2、景観上の配慮についてでございます。

令和2年6月定例議会にて、橋の撤去後の様子ということで、大沢議員が質問されています。このときの答弁は、星和橋の構造は、池に鋼製の管を打ち込んだ杭で支えられており、これらを抜いてしまうと池の遮水層に影響が生じ、池の水が溜まらなくなる可能性があるため、橋から上の部分を撤去し、橋台及び橋脚を存置するといった内容でございました。

資料2の写真をご覧くださいますとお分かりのように、水面から幾つもの構造体が顔を出したような形となり、景観上からはいかがなものかと思っております。

犬山市には景観計画が定められており、この計画の類型別の景観形成方針の中に、ため池という項目があり、その内容を紹介させていただきますと、市内には大小のため池が多数あり、そのほとりが眺望のポイントとなっています。中略をさせていただきますが、後段では、親水空間や池をつなぐ散策路などの整備を行い、代表者だけでなく、市民にとっても、自然

を身近に感じることをできる場を提供していきます、となっています。

そこで、1点目として、星和橋撤去に伴う景観上の見解をお尋ねします。

また、自分としては、安全柵を設置した上で、ちょっとしたベンチでも置いて、ウォーキング途中の休憩場所や池のビューポイント、いわゆる親水空間として再整備してはどうかと考えておりますが、この設置の可能性について、2点目としてお聞きをいたします。よろしく願いをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

1点目の星和橋撤去に伴う景観上の見解についてですが、星和橋については、老朽化及び耐震対策のため、既設の橋の隣に、堤体の補強により新たな道路を築造し、既設の橋脚は、池の機能保全のために、やむを得ず必要最小限の構造物を残すものです。

この橋脚が残されることによる、大畔池への景観上の見解ですが、お話しいただいたとおり、景観計画においては、「ため池」に関する景観の視点としては、多くの「ため池」が存在する東部丘陵の自然景観に対して、良好な眺望を提供し、周辺環境の保全を図っていくという景観形成方針であります。

この景観形成の方針から、この残されている必要最小限の構造物が、大畔池の眺望を著しく妨げるものとは考えておりません。

また、2点目の親水空間の設置の可能性についてですが、今回の事業は、星和橋の老朽化及び大規模地震時の耐震性不足に伴い実施しており、星和橋の道路部分は全て撤去する必要があります。

道路部分の撤去が完了すると、主要地方道春日井犬山線との接続部分については、同県道の歩道と同様に、車道側に防護柵を整備し、歩道の連続性を確保しつつ、安全対策として、池側に転落防止柵を設置する予定です。

したがいまして、議員ご提案の親水空間を整備する用地もないことから、予定はございません。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございます。残される構造物が大畔池の眺望を著しく妨げるものではないとは考えていないということで、釈然といたしません、確かに経費が多くかかることも理解できます。

今回の星和橋の工事にかかわらず、今後、市内で工事を行う場合は、景観という切り口も大きな要素として、設計施工をお願いをいたしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 8番 小川清美議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、来週9日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎議長（柴田浩行君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後 3 時40分 散会